

者の間ひとりなり
ヒロシマの声は總理の耳に入らないのであります。
どうか、お伺いをいたしたいと思います。

神、姿勢は、核問題についても同様であり、謙虚に地域住民の意見を開く姿勢が持たなければなりません。どのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

大なものに達するのであります。たとえば、クリプトンなど気体状のものは毎日八千キュリー、年間二十四万キュリーにも達するのであります。海流される液体状のものは一日〇・七キュリー、年間二百五十キュリーであります。

など、プライバシーの侵害となつてあらわれる」とも十分考えられるわけであります。いかがでありますか、お答えをいただきたいと思います。

卷之三

の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和な生存を宣言して
をいたしたのであります。さらだ、日本国民として
て誇りをもつて言い得る憲法第九条の戦争放棄
も、いまや侵されようといだしております。きわめて遺憾と言わなければなりません。

私は、まず、これらの精神が尊重され、傷つけられることが、将来に対する私たちの義務であ
り、また、最大限に守られなければならないものと思つておりますが、総理はいかがお考えでありま
しょうか。

に限り、民主的運営と自主、公開がその前提であることは言うまでもありません。これから施設について、この原則は守られるのであります。また、放射線の障害を防止し、あわせて公共の安全を確保する所要の措置を講ぜられるのであります。

百キュリー、年間六万キュリーにも及ぶ量が出て
与えるトリチウムは、気体、液体の両方で一日一
カ所に於けると、その量は、人体の放射能を
増加させるものと見らる。しかし、この量は、
人間二百キュリーをもたぬのであります。
ところで、一キュリーとはどのような量であ
ましょらか。たとえば、セシウム137の場合、一
キュリーの放射性物質を半日ほど身にまとつたと
すれば、確実に死亡する量であります。再処理工
場からいかに膨大な殺人的放射能が出てくるか、
よく御理解をいただけるものと思ひます。

一方、今日までに発生した事故も見逃すわけにはまいりません。これは将来に対する警告でもあります。

東電一号炉の冷却水再循環パイプの故障、あるいは炉心冷却装置パイプのひび割れ、美浜、高浜発電所の蒸気発生器の故障等々、きわめて憂慮すべき事故が連続をいたしております。

また、ここに働く労働者、特に下請の人あるいは臨時工など、生命に危険をもたらす被曝量は日々追うて増大をしていく現状にあります。

翻つて、わが国のエネルギー事情は、核物質によるエネルギー資源がその一部を担わなければならぬ時代になつてゐることは、あえて否定するものではありません。しかし、そのためには、特に慎重な対応が必要であり、国民の理解、納得、安全保障が求められており、これらについて政府のとつてきた措置は、まさに国民不在、問答無用の論理であり、きわめて遺憾と言わなければなりません。

あります。このブルトニウムの量は、長崎に落とされた原爆の約二千倍分に相当する量であります。これは当然のこととして、米国カーター大統領の核外交の規制の対象になつたのであります。一方、廃棄物の量はどのくらいでありますようか。

再処理工場から出てくる放射性廃棄物は多様であります。まず、貯蔵タンクに保管される高レベルの廃棄物の量は、一年間で実に約六億キュリであります。

このようない再処理によって発生するプルトニウムは、また、そのまま核兵器になることは御承知のとおりであります。これを所有することは核保有国を目指すものと解されるわけでありますが、加えて、他の放射能に比較にならない被害の大きな物質であります。プルトニウムが万一分失とか、盗難とか、漏出とか、全く許されないものであります。が、加えて、今日的な課題としての核

この事実をどう認識されておられるのであります
でしょうか。單なる手違い、設計のミスだ、操作の
ミスだと見逃すわけにはいかないものと存じます
が、いかがでしようか。

政府は、今回発生した嘵かわしい成田の事件に
関して、改めて農民、住民との対話、話し合い
を十二年ぶりに誠意をもって行う旨が、昨日のこ
の議場で述べられたところであります。この精

にも達するのであります。このほかに、工場内には高レベルの固体廃棄物、中レベルの液体廃棄物が貯蔵されるわけであります。さらに、常時この環境の中にまき散らされる放射能を受ける量も膨

まさに杞憂であることを願いながらも、依然としてその危険性は存在いたしているのです。これによる警備は、単に処理工場にとどまらず、付近住民への自由の侵害、行動の抑制、立入調査

はないと思いますが、いかがお考えになつておられるでありますか。

(号外) 報官

うとして提案されました。現在でも、前に述べたような事故の頻発、不安感、安全性などから、不適当な状態にあると思われることは当然であると思うのであります。

加えて、第四十四条第二項のような不十分な基準で果たして満足できるものであろうか。その責任は果たして全うすることができるのであろうか。國民は果たして納得するのであるか。いや、納得しないし、危険だからやめてほしいと言ふに違いないのであります。いかがであります。いかがであります。

これから建設されるであろう法人などについて、建設費は六千億とも一兆円とも言われておりますが、果たして効果は約束できるのであります。提案に当たっては当然予期したものがあつてのことだと思いますが、指定をしようとしているもの、あるいはこれから指定をして、建設費は六千億とも一兆円とも言われておりますが、果たして効果は約束できるのであります。何年着工、土地の入手、何年完成などの計画を明らかにすべきだと思いますが、いかがであります。

しうか。

特に免責、賠償の義務は負わない場合として甚大なる災害、特に巨大なる災害と言われておりますが、あわせて社会的動乱が挙げられておりますが、この社会的動乱とは成田事件のような場合を指称するのであります。また別の状況を言つておきましょうか。具体的にお答えをいただ

ますか、果たしてどのような場合を想定しているのであります。エネルギー方策として果たして今日的に正しいものかどうか、根本的に問題であります。

政府の発表した白書は、沸騰水型原発配管の腐食で運転停止を行い、昭和五十二年、わずかに稼

働率四〇%を割っている現状であります。さきに述べたように、まだ研究、経験の上でなければ実現の段階を出ないことを示しているものではないかと思います。

太陽エネルギーなどの利用面も遅々として進まず、ただ原子力がすべてであると信者のように邁進しているが、はかない夢に終わるのではないかと思います。夢であればよいが、災害や事故は現実であるだけに危惧するものであります。いかがであります。

（拍手）

安全を確認し、狭い国土に建設することを考えるならば、石橋をたたいて渡る気持ちが必要であります。夢であればよいが、災害や事故は現実であるだけに危惧するものであります。いかがであります。

（拍手）

成田空港に要した十二年の足跡は、急ぐことがありましょか。この責任、損害は果たして明らかにされたであります。安心感を与えたであります。

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

事態の重大性、社会的責任、災害の規模などから考えて、責任者が一年以下の懲役、十万円以下の罰金というような短絡的なものであつてよろしいのでしょうか。民主と公開と自主原則のもとに総合的な性格を持つた規制が必要であると思いますが、いかがであります。

以上、提案された法案について質問をいたしましたが、われわれが資源を石油に依存し、省資源、有限資源と言い、二十年で枯渇するなどの説が横行し、せっかちにこれらの代替としての核物質に、原子力に依存する風潮はきわめて危険と言わなければならぬし、はなはだ遺憾とするものがあります。（拍手）

（拍手）

（拍手）

最後に、核に関する外交の方針、対応についてお伺いをいたします。

今回の提案が、昨年八月十二日の日米交渉によ

り、その協定第八条C項に基づき、米国からの濃縮ウラン、使用済みの核燃料九十九トンに限り、

（拍手）

二年間すなわち昭和五十四年九月までとされ、プロトニウムの核不拡散上重大な危険性を有し、軽水炉でのそのリサイクルは現時点では商業用に供する段階でない、尚早の商業化は避けべきであるとの見解に押し切られ、二年後は全く白紙といふ現状であります。民営に移すこととカーター外交との対応は一層むずかしいものとは思っていますが、いかがであります。

（拍手）

（拍手）

（拍手）

ますか。また、総理は、絶対に核武装はあり得ないと先般断言されました、そのとおりであります。今後、国際間の合意の上に立って、循環禁止の項目について、再処理に硝酸ブルトニウムの処理について、軍事転用、核爆発を行わない、防護措置、保障措置を明らかにする等の提起が求められておりますが、政府の見解を伺いたいと思いま

す。

なお、ウラン輸入について、カナダによるわが国の保障措置不全による輸入停止、オーストラリアの同様の措置は、わが国の対応水準の低さを物語るものではないかと思いますが、いかがでしょうか。明確な御回答を賜りたいと思います。

以上をあちまして、質問を終わりたいと思いま

外 報 号 (号)

(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) 核に対する国民感情をどういうふうに受けとめておるか、このような御質問でござりまするが、わが国は、核につきまして、世界でただ一つの犠牲となつたわけであります。そういうことで、核に対する国民感情は、わが国におきましては世界でも格別なものがあつて、これが大変細くなつてきました。それがまた、場合によりましたならば終わるかもしない。

しかししながら、核はこれを平和的に利用をしなきやならぬという世界の大勢である。石油中心の時代、これが大変細くなつてきました。それがまた、

ういう際に、それにかわって核平和利用、これが世界の大勢となろうとしておるのであります。わが国といたしましては、その大勢に乗りおくにはならないであります。国民感情、これは十分に承知しておりますけれども、核平和利用、これがわが国の、国民の生活を維持するといふためにどうしても必要であるということをよく理解をしていただきながら、この核政策を進めてまいりたい、このように考えております。

また、わが国の核外交といいますか、これにつきましてどういうふうな考え方かというお話をございますが、これはしばしば申し上げておるところです。わが国は非核三原則を持っておるのでも、わが国は非核三原則を制定いたしました。また、原子力基本法を制定いたしました。また、核兵器不拡散条約に加盟をいたしております。さようなことで、核はこれを持たない、兵器としてこれを使わないといふことを世界に宣言をいたしておる國柄でござります。わが国がそういう立場をとつておる、これは私は、世界の平和のために非常に貴重な立場だ、こういうふうに思うのであります。

わが国の今日の経済力をもつてすれば、わが国は今日、決意をし、欲しますれば核兵器を持ち得るのであります。その持ち得る立場にあり、持ち得る力をを持つこのわが国が、あえて核兵器は持つませんという立場をとつておることは、世界の科学技術の水準をもつていたしますれば、わが国は、憲法第九条は、わが国が自衛のために必要であるところの必要最小限の装備を否定しておるのではないであります。わが国は生きた国家であります。それが、わが国が侵略を受けた、その際にわが身を守る、これはわが国の権利でなければ、国民の御理解されているところであります。

よう考えるのであります。

わが国は、そのように核を持ち得る能力を持ち、そういう立場にもありながらその核は持たぬ

立場をとりながら世界の平和に貢献をいたしまりたい、このように考えておりますが、これがわが国の核外交の基本的な考え方でござります。

また、沢田さんは、東海工場の運転につきましては、日米再処理交渉で二年後に再協議をするとございましたが、これはしばしば申し上げておるところです。わが国は非核三原則につきましては国会満場一致の御決議でもあり、私どもは国是にも似た大原則である、このような立法をいたし、第二再処理工場の民営化を考えることは早計ではあるまいかといふお話をございますが、昨年日米再処理交渉におきまして、米側は第二再処理工場の建設の可能性を決して否定しておりません。今回の法改正、新会社の設立、土地の取得等につきましては差し支えない、こういう見解を示しております。御懸念の点は無用でござります。

また、最後に、沢田さんは、憲法第九条に触れられまして、憲法第九条の解釈を非難されておりますけれども、私どもの政府の統一した憲法解釈は、憲法第九条は、わが国が自衛のために必要であるとの立場をとつておる、これが大変細くなつてきました。それがまた、場合によりましたならば終わるかもしない。

〔国務大臣熊谷太三郎君登壇〕

○国務大臣(熊谷太三郎君) ただいま総理からお答えいただきました以外の問題につきましてお答えを申し上げます。

まず、エネルギーとしての核の問題でございまが、これは総理からも一言いたしましたが、エネルギーの海外依存がきわめて重要なわが国といつたまして、エネルギーの安定供給を図りますためにはどうしても石油代替エネルギーとも言ふべき原子力の開発が当面不可欠のことであることは、国民の御理解されているところであります。

特にいろいろの問題がありますが、立地の際における地元住民との対話を十二分に行うべきである、こういう御意見がありましたが、これはまことにござつともあります。私どもは、現在までまだその対話が足らざることを悔いているわけであります。今後とも十二分に住民各位との対話を進めまして、御納得を得た上でこの立地を進めたい、このように考えておるわけであります。自主、安全、公開、これらの三原則を堅持するということは申すまでもないわけであります。

また、特に今回、現在行つております東海村の再処理施設におきまして、安全の確保あるいは放射線その他問題に関するいろいろな点につきましては、十二分に今後ともその確保に努力してまいりたいと考えております。

また、核ジャックの問題でございますが、これも御心配はござつともあります。これにつきましては、設備あるいは治安当局との連絡、その他あらゆる面からそのような危険がないよう万全を期してまいりたいと考えております。

そのほか、現在のこの計画を官管にやらして、そしていろいろな点の支障がないかというお話をございますが、再処理の問題につきましては、先ほど趣旨説明のときにも申し上げましたように、いよいよ日本が核燃料サイクルの確立を目指しまして今後進めてまいりますためには、官民、政府と言わば、民間と言わば、総力を挙げまして、

この再処理体制を進めてまいらねばならぬわけでありまして、このために、やはり何としても民間の活用を図つてしまいらねばならぬ、このように考えるわけであります。

民間にやらせれば、安全その他の問題について支障が生ずるおそれがないかという御心配もありませんが、その点につきましては、政府が今後とも全責任を持ちまして、そのような心配がないようになります。

なお、「むつ」の問題につきまして、何か説明できることがあつたらせよというお話のように承りましたが、「むつ」の問題につきましては、誠心誠意いま佐世保港に対しても願いしている段階であるということを申し上げるだけでござります。

あるいは答弁漏れがあるかもしれません、一応これをもつて御答弁といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 青山丘君。

(青山丘君登壇)

○青山丘君 私は、民社党を代表して、ただいま趣旨説明のありました、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に關して、総理並びに関係大臣に對して質問を行ひます。

いまやエネルギー資源の安定確保はわが国にとって重要な課題であり、石油ショック以降の狂乱物価、そして今日の深刻な不況を通じて、われわれはこれを痛切に体験してまいりました。

わが国は、海外依存度が一〇〇%に近い石油に
よつてエネルギー資源の七三%の供給を受けてき
ました。しかし、アラブ産油国はその資源を温存
させ、十年後には増産が限界に達して、供給不安
が決定的になる事態も予想されます。核融合を初
め、太陽熱、地熱、水素など、この地球上に無限
に存在する自然エネルギーを最大限に活用する新
エネルギーの研究開発に力を注ぐべきはもちろん
のことです。ですが、これは二十一世紀のエネル
ギーであつて、しょせんエネルギーの谷間をつな
ぐことはできません。その意味で、石油にかわり
得るエネルギーとしての原子力開発が大幅に立ち
おくれてきたことは、政府が確固たるエネルギー
政策を確立してこなかつたからだと断じざるを得
ません。このまま推移するならば、わが国のエネ
ルギー問題は、まことに憂慮すべき状況に立ち至
ることは必至と言わなければなりません。した
がつて、早急に総合的なエネルギー対策を講ずすべ
きですが、総理はわが国のエネルギー対策につい
ていかなる見通しをお持ちであるか、いかなる総
合的な対策を講じられるのか、時期的なめどを含
めて、政府の基本認識と対応策について明快なる
御答弁を求めます。

そこまで、エネルギー資金対策について伺います。

野の技術開発であり、巨額のエネルギー資金が必要となります。これに對処して石油税が新設されようとしておりますが、問題は、各省厅個別に予算が計上され、総合的エネルギー資金対策を講ずるにはほど遠い実態であります。去る昭和五十二年八月に報告されました総合エネルギー政策について、政府は、これまでの国会答弁を通じて、その報告中の対策促進ケースを選ぶ、このことを明らかにしておりますが、その場合の必要資金は、昭和六十年までに、物価上昇分を含めて、およそ八十八兆円、そのうち公的資金については五十二年価格で七兆円となつております。政府は、これらの資金計画について、今まで具体策を明らかにしておりません。それは、まさに政府のエネルギー政策の欠如を示すものであります。昭和六十年までに政府はこれらの公的資金をどのようにして確保していくのか、その具体的構想を明らかにしていただきたい。

なお、この際、現在のエネルギー関係予算及び個別の特別会計を一元的に運用するとともに、政府関係資金を確保するために、民社党は、この際に新たにエネルギー特別会計を設けるべきだと考えておりますが、大蔵大臣の御見解を伺います。

次に、省エネルギー対策について伺います。

わが国の過去十年間におけるエネルギー消費量

(号) 外 報

ギーの確保というところにあるわけでございますけれども、御承知のように、いま石油エネルギーに依存をしておる。その石油が、十年、十五年先になるとかなり窮屈になるという見通しでございます。そういうことを考えますときに、代替エネルギーの開発などを含めまして、これは総合的なエネルギー対策というものを持たなければならぬ。そこで、何と申しましても、石油の供給、まあ先々は窮屈になりますけれども、そういう中におきましても、わが国いたしましてできるだけの供給の道を求めておかなければならぬ。その努力はいたします。

同時に、省資源省エネルギー、この考え方をかなり強力に進めていかなければならぬだろう。このように考えておるのでありますけれども、それだけではどうしてこのエネルギー需要に対応するわけにはいきません。

そこで、何といたしましても新エネルギーの開発、これに本当に真っ正面から真剣に取り組まなければならぬ、このように考えておるわけであります。いろいろ検討いたしましても、新エネルギーといいますると、いろいろ考えられますけれども、とにかく柱になるようなものは核エネルギーといいます。そういうことを考えますときだ、新エネル

ギー、つまり石油代替エネルギーの中軸といいましては、何といたしましても核エネルギーに依存せざるを得なかろう、このように考える。その

ような石油対策は進めますが、同時に、省エネルギー、また核エネルギー開発を中心といたしまして、とにかく六名成長、これに事欠かせないようぜひいたしたい、このようと考えていております。(拍手)

○國務大臣河本敏夫君登壇
〔國務大臣河本敏夫君登壇〕
すが、その一つは、省エネルギーをどう進めるかということです。この省エネルギーを進める体制でございまして、この政策を進めております。

それから、なお、この省エネルギー政策を強力に進めますために法的な整備が必要であるということでございまして、現在、省エネルギーに関する法律を準備中でございます。近く国会に提出する予定でございます。

○國務大臣村山達雄君登壇
〔國務大臣村山達雄君登壇〕
これから、中小企業に対しましては、省エネルギーの重要性にかんがみて、いまあります特別会計のいろいろな財源あるいは特別会計を総合して、総合エネルギー会計のようなものを設けたらどうか、こういう御意見でござります。

○國務大臣熊谷太三郎君登壇
〔國務大臣熊谷太三郎君登壇〕
御承知のようだ、現在は、エネルギー政策財源となりました原発立地の促進でございますが、これにつきましては、通産大臣からもお話をありましたが、お答えがございましたが、二番目にお答え

いたしましては、石炭、石油については原重油関税が特定財源としてあります。なお、石油につきましては追加いたしまして、今回、石油税の創設をお願いしているわけでござります。これらはそれぞ同会計の石炭及び石油特別会計に入りま

配慮をいたしておりますが、特にことしから、税制面では新しい制度を設けることいたしております。

○國務大臣河本敏夫君登壇
〔國務大臣河本敏夫君登壇〕
ます。そして、とにかく六名成長、これに事欠かせないようぜひいたしたい、このようと考えていております。(拍手)

○國務大臣村山達雄君登壇
〔國務大臣村山達雄君登壇〕
が、現在の制度もそれなりに働いていると思うのでございます。したがいまして、この夏には、総合エネルギー調査会での財源問題が検討されます。そこで、この点についての国民的な合意をつくり上げていくこと、形成をしていくということ、これが最大の課題であると考えまして、この方向に努力してまいる所存でござります。(拍手)

○國務大臣熊谷太三郎君登壇
〔國務大臣熊谷太三郎君登壇〕

おっしゃる点は、将来非常に膨大な、十年間で五十年価格で七兆円くらいかかる、この対策のためには、これらを全部総合すべきではないかとおっしゃるわけでござります。

○國務大臣熊谷太三郎君登壇
〔國務大臣熊谷太三郎君登壇〕

おっしゃる趣旨もよくわかるのでござりますが、現在の制度もそれなりに働いていると思うのでございます。したがいまして、この夏には、総合エネルギー調査会での財源問題が検討されます。それでござりますので、それらの検討の結果を踏まえまして十分対処してまいりたい、かように考えておるところでござります。(拍手)

○國務大臣熊谷太三郎君登壇
〔國務大臣熊谷太三郎君登壇〕

月に原子力発電立地推進懇談会という協議会を設

いただいております府県並びに市町村の代表者と
懇談をいたしまして、そうして、現在まだ政府と
それらの地元との間に残つておりますいろいろな
まとして、そうして、いやしくもそういう地元との
すきが少しもないといったような状態にまでその
了解を進めまいりたい、このように考へて いる
ところであります。

において、年間処理能力二百四十トンの再処理施設を建設し、現在、御承知のように試運転を行つてゐるところであります。

ます法律の改正、会社の設立、敷地の選定等を行なうことは何ら差し支えないという米国の了解を得ておるわけでありますので、これらを行なうことは

利に発展させてまいりますために不可欠のことでもあると信ずるわけであります。

これらの地元との間に残つておりますいろいろな懸案につきまして、徹底的に研究を、検討を進めまして、そうして、いやしくもそういう地元とのすきが少しもないといったような状態にまでその了解を進めてまいりたい、このように考へてゐるところであります。

この再処理施設のみでは、今後のわが国の再処理需要に対処することはとうてい不可能でありますので、当面は、やむを得ず、海外への委託によりまして対処することいたしておりますが、将来は、商業規模の第二再処理工場を建設し、本格的な再処理体制を確立することいたしております

共同声明に反するものではありません。
次に、INFCEへの対処でございますが、INFCEは、平和目的のための原子力開発を阻害することなく、核兵器拡散の危険を最小限とするために最良の道を探求することを目的として、昨年十月に四十カ国、四ヶ国際機関の合意を得まして

ぎとなる原子炉等規制法の改正法案を一刻も早く成立させていただきますよう、これも強くお願ひをする次第でございます。

それから、ただいまお尋ねのありました新型転換炉の実用化対策でござりますが、この新型転換炉の開発は、原型炉「ふげん」が先月二十日に御承知のように臨界に達したところでありまして、これは、わが国の自主開発の大きな成果でありますて、まことに喜びにたえないところでございます。今後は、この原型炉「ふげん」での成果等を踏まえ、実証炉の開発を考慮することとしておりまして、その建設については慎重な評価、検討を行った上で実用化を考えてもいりたい、このように思つておるわけでございます。

第二再処理工場は民管といたしまして、年間処理能力千五百トンの施設を昭和六十五年ころに運転開始します予定方針であります。同工場の建設は十年以上の長期間を要すると見込まれておりますので、昭和六十五年ころに運転を開始するためには、その建設準備に一刻も早く着手しなければならない必要がございます。すでに、民間におきましては、原子力業界を中心いたしまして、諸般の調査を行う等、準備を進めておりますが、政府といたしましても、関係法令の整備等、所要の措置

開始されたものであります。わが国としましては、原子力の平和利用と核拡散の防止とは両立し得るとのわが国の基本的立場につきまして、諸外国の理解と協調を求めるべく、INFCEに対し積極的に参加しているわけであります。特に、再処理と plutoniウムの問題を取り扱う第四作業部会は、INFCEのかなめとも目されておりますが、わが国は、英国とともにこの作業部会の共同議長国に選出されており、INFCEの作業に指導的な役割りを果たす地位を確保いたしたわけであります。これにより

「おつ」の問題につきましては、どことある、あ
そこであると、そういう場所が必ずしも最終の目
的ではありません。場所はどちらでもよろしいわ
けでございますが、しかし、一刻も早くどちらか
の場所におきましてその改修を進めたい、こうい
うことが私どもの本心でありますことを重ねて申
し上げまして、御理解を得たいと考えるわけであ
ります。(拍手)

次に、わが国の再処理政策と、第二再処理工場の計画についてでございますが、原子力発電の本格化に伴いまして、使用済み燃料再処理の需要も

を講じておりまして、原子炉等規制法改正案の早期成立をお願いを申し上げて いる次第でござります。

まして、再処理を中心とした核燃料サイクルを確立するというわが国の基本的立場を貫くよう、最大限の努力を傾注する所存であります。

○議長(保利茂若) これにて質疑は終了いたしま
した。

今後急増するものと見込まれております。昭和六十五年度までには、累積量で約八千二百トンと見込まれてゐるわけであります。

さらに、日米再処理交渉の問題で「」など、またが、昨年九月、東海再処理施設に関する共同声明におきまして、日米両国は、再処理施設に関する

第四作業部会は、五月半ばに東京において、世界各国の代表の参加を得まして第二回の全体会議を開催する予定であります。この機会をとらえ、

これに対して、わが国は再処理を国内で行うとの基本方針のもとに、まず、動燃事業団が東海村

主要な措置はとらない旨合意しております。しかしながら、その際、第二再処理工場の建設に關し

再処理に関するわが国の基本姿勢を諸外国に示すことは、今後、INFCEにおける国際協議を有

○議長(保利茂君) 日程第一、国民年金法等の一
部を改正する法律案を議題といたします。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

案及び同報告書

〔本号〕に掲載〕

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 **ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。**

まず、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だいりやく}の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する特別措置案について申し上げます。

本案は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だいりやく}の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、共同開発区域における石油及び可燃性天然ガスの探鉱開発事業に関し、鉱業法にかかる特別の制度を定めるものであります。その主な内容は、

第一に、共同開発区域内で石油及び可燃性天然ガスの探査及び採掘をする権利を特定鉱業権として通商産業大臣が許可するものとし、許可を受けた特定鉱業権者は、大韓國開発権者との間に共同開発事業契約を締結して、通商産業大臣の認可を受けなければならないこと。

第二に、特定鉱業権者は、事業の実施義務、坑井の掘削義務及び鉱区の減少義務を負うものとし、操業管理者となつた場合は、通商産業大臣の認可を受けた施業案によつて事業を行わなければ

ならないこと。

第三に、漁業生産上重要な魚礁が存在する区域を指定区域とし、当該区域において工作物の設置等をするときは、通商産業大臣の許可を受けるも

のとし、また、石油及び可燃性天然ガスの探査または採掘によって、日本国及び大韓民国の国民及び法人等に損害を与えたときは、両国の開発権者は連帶してその損害を賠償する責めに任ずること等であります。

日韓両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定とその関連国内法案は、昭和四十九年五月十八日、第七十二回国会に提出され、以来

長年月にわたり懸案となつてまいりたのであります。が、協定につきましては、すでに昨年、第八十回国会において承認されているのであります。

本案は、昨五十二年二月十九日、第八十回国会に三たび提出となり、五月十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日当委員会に付託され、五月十八日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聽取した後、慎重に審査を行いましたが、繼續審査となりました。

次いで、第八十二回国会では、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行い、十一月十六日質疑を終了、討論の後、採決の結果、本案は多数を以て可決すべきものと決したのであります。

今国会では、去る十一月十九日当委員会に付託され、慎重に審査を行いましたが、繼續審査となりました。

本案は、去る三月三十一日すでに今国会において承認されました。

この条約にわが国が加盟するための承認案件として、一九七〇年に特許協力条約が締結されましたことは期的な前進であります。

本案は、この特許協力条約を実施するために必要な手続を定めるとともに、特許法等関係国内法の整備を図ろうとするものであります。その主な内容は、

第一に、特許協力条約に基づく国際出願について特許庁と出願人との間の手続につきまして、日本国民等は日本語でわが国の特許庁に国際出願

ぐために必要となる特許法等の改正を行うこととし、出願書類が外国語で作成されている国際出願

について、原則として出願の日から二十カ月以

たは採掘によって、日本国及び大韓民国の国民及

び法人等に損害を与えたときは、両国の開発権者は連帶してその損害を賠償することと定めます。

次に、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案について申し上げます。

近年における経済の国際交流及び技術の交流の活発化に伴い、工業所有権制度をめぐる国際動向も大きな進展を見せておりますが、特に、外国出

願を容易にすること、また、各国の特許庁における審査に要する労力重複の軽減を図ることを目的として、一九七〇年に特許協力条約が締結されましたことは期的な前進であります。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、四月四日河本通商産業大臣より提案理由の説明を聽取し、以来、慎重に審査を行い、四月六日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、特許制度の運用等に関する附帯決議が付せられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案中、日程第一につき討論の通告があります。順次これを許します。渡辺三郎君。

〔渡辺三郎君登壇〕

○渡辺三郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日韓大陸棚共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案に反対の

討論を行ふものであります。(拍手)

言つまでもなく、この特別措置法案は、さきの第八十通常国会で、ござり強いの会期延長の末、参議院の審議も絶ないまま自然成立となつたいわゆる日韓大陸棚共同開発協定に基づき、それと一体のものとして提案をされているものであります。

これらの経過が端的に物語つておりますように、余りにも不当な協定であり、それに伴う特別措置法案であります。しかも、それらの問題点は、本法案の審議を通じてもいささかも解明されないばかりか、協定の不當性は一層浮き彫りにされ、疑惑はさらに深まつてきたと言わなければなりません。

以下、私は、その問題の重立つた点を指摘をしながら、反対の理由を申し上げます。

まず、その第一は、この協定はわが国の主権的権利を放棄したという点であります。

もともとこの区域については、日本と韓国が共同して開発しなければならない何らの理由も存在しないのであります。つまり、この協定は、両国大陸棚の分界線として、日本側が主張した中間線と、韓国側が主張した韓國の大陸棚の自然の延長の外縁とされるものに囲まれた中間線の日本側であって、両国の主張の重なる部分を、両国の法的主張をたたな上げしたまま共同開発区域としているわけであります。

ところで、共同開発区域とされる部分は、第三次海洋法会議で圧倒的な大勢となりつてある排他

的經濟水域の制度が実定法化されれば、海底資源の探査、開発は日本が当然主権的権利を有することになる部分であります。

韓国政府が、その近海に次々と開発鉱区を設定して、その開発権をメジャーの手にゆだね、本来は当然わが国の主権の及ぶ範囲の区域にまで勝手に鉱区を設定してきたことが、そもそも問題の発端とされております。

このようなわが国の主権的権利下にある区域の一方的侵犯とも言える行為に対し、何ら毅然たる態度を貫くことなく、仕方なく両国の共同開発区域としたなどという、他に類例のない愚かしい行為をどうしてわれわれが承認することができましません。(拍手)ここに疑惑に満ちた日韓癡着の深さを見るのであります。

共同開発の名のもとに、日本の資源に対する主権をあらかじめ半世紀にわたって放棄するという

ことを約束する驚くべき反国民的条約であり、それを推し進めるための特別措置法案と言わなければなりません。

第二に、本協定は、一部に、中国と日本の中間線の日本側を共同開発区域とする部分を含んでおり、中国のたび重なる嚴重な抗議を受けてまいりました。

もし韓国が言う自然の延長論に相当の根拠があるとして、妥協のために共同開発方式が選ばれたのであるなら、同じ自然の延長論に立つ中国に対して、中間線より日本側にはいかなる権利も主

張できないとする政府の説明は、少なくとも中国に對しては全く説得力を欠くものであり、しか

も、言つまでもなく、協定は第三國たる中国に対してもはいかなる拘束力も持ち得ないのでありますから、本協定によつて中国との間に重大な紛争が生じるであろうことは明らかであります。

(拍手)大陸棚の境界画定については、国際法上も関係諸国合意を前提とすることは改めて言つまでもありません。にもかかわらず、政府は、当然の関係国である中国とは全く事前の協議を行つておりません。一方的に条約をつくり上げてから、それをただ認めると押しつけられる立場に立つた場合、だれが一体快く了解するであります。

まさに拙劣にして思い上がつた態度であり、外交的大失敗だったに言わなければなりません。一方的に条約をつくり上げてから、それをただ認めると押しつけられる立場に立つた場合、だれが一体快く了解するであります。

(拍手)第三は、この共同開発区域内の石油及び天然ガスの埋蔵量推定は必ずしも明確ではありません。

政府は、事あるごとに、この共同開発区域の石油資源を中東並みと宣伝し、しゃにむに協定と本法案の成立を急いできました。

そして、一方においては、わが国の資源不足を逆に大義名分として、何が何でも掘りさえすればよいという姿勢を打ち出し、すべてをそこから出発させる態度をとつてまいりました。

共同開発区域内における石油埋蔵量の推定について、これまでの政府の答弁や、協定、本措置法

案に賛同の立場をとる参考人の意見はそれぞれ食い違ひ、また、質疑の過程で三軒、四軒したこと

は周知の事実であり、最近になつてようやく無理につじつまを合わせるという苦しい態度をとつてゐることも見逃すことができません。すでにこれまでの審議を通じて明らかなように、むしろ本協定による共同開発区域よりも、南西寄りの東シナ海大陸棚にこそ有力な石油資源の賦存が各種の調査から確信されていることを考えれば、いま多くの疑惑と中国との紛争状態を残したまま日韓共同開発を進めることは、百害あって一利なしと言わなければなりません。(拍手)

これらを無視して強引に事を運ぶならば、東シナ海全域にわたる經濟水域または大陸棚の分界に関し、将来、日中間の交渉を著しく困難にするだろうことを強く警告するものであります。

第四は、本協定に基づく操業が現実に行われる場合の海洋汚染防止、除去についての対策を見ましても、二国間の共同開発という特殊事情の中で、多くの欠陥があります。

とりわけ、私どもが早くから具体的に指摘をしておいた韓国側のこの問題にかかる懸念の不備は、いま至るも依然そのままあります。

たとえば、海洋汚染や海上災害の防止にかかわる国内法の整備もおくれており、油による海水の汚濁防止のための六二年改正国際条約への加盟もまだになされておりません。もちろん、わが国の場合においても、この区域の条件に照らして、

六七四

深海操縦技術の現状を冷静に検討するとき、いま

であります。ましてや、この区域は黒潮の分岐点

ましりましたか すでに触れましたように、今
日、二百海里経済水域という海洋新秩序の時代を
迎えた中で、この共同開発区域は、そのますます

然ガス資源の開発に関する特別措置法案
反対の討論を行うものであります。(拍手)
以下、その主な理由を申し述べます。

及び可燃性天然ガス 六七四

すなわち、世界の海洋法の趨勢となつてゐる経済水域理論と衝突の原則を考慮して、いかに協定で

は大変なものにならざるを得ません。海底油田の

しかも、その広さは、九州の一倍にも及ぶ広大ります。

という海洋新秩序の時代の中で、この共同開発区域は日韓中間線の日本側であり、まさこそのすべて

タバーバラの事故や、北海道油田の事故に照らして

しかも、その広さは、九州の二倍にも及ぶ広大なものであり、このわが国の主権的区域を事实上

も明らかであります。

ります。
しかも、その広さは、九州の二倍にも及ぶ広大なものです。このわが国の主権的区域を事实上韓国に譲り渡すような協定、そして国際法上のるべきやり方を無視し、みずから求めて中国との

(号外)

官報に、共同開発の対象とされたこの海域は、わが国漁業者がみずから開発し、着実な成績を上げているわが国でも最も優良とされる漁場であります。さらに、政府の提出した資料で明らかなように、共同開発区域内の開発可能な水深二百メートル以浅に有力魚礁が集中しているのであります。

こうした事実、また本法案の第二十一条にある
調整の具体的な内容、さらに政府がこれまで関係漁
業者との間で行ってきた説明や了解の取りつけ方
などを総合検討した結果、とてもとても万全とは
言い得ないのであります。

○議長(保利茂君) 松本忠助君。
〔松本忠助君登壇〕

○松本忠助君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております日本国と大陸の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天

よつてその境界が画定されているにもかかわらず、南部の共同開発区域の画定に当たっては、北部と同じ立場を貫く境界線を画定することができず、ついに共同開発区域という表現で問題を後日に残したこととはまさに遺憾なことであり、将来に大きな禍根を残したままこの協定が批准され、

本側にあり、中国の権利は侵していないと述べるのみであつて、中国政府と積極的に交渉して問題を解決しようという熱意が見受けられないのです。

通すべきであり、韓国が認めない日本の主張を、中国には話し合いもしないままに押しつけるというのは、はなはだしく矛盾するものであるばかりか、中国を軽視する態度であり、将来にわたって紛争の原因を残すものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、昨年六月十三日には、従来の外交部スパークスマン声明より強い外交部声明という形で強硬な抗議が行われております。しかるに、これすらも無視するとすれば、せっかく積み上げてきた日本と中国の友好関係を大きく後退させることになることを憂慮するものであります。

したがつて、前国会以来主張しておりますとおり、本協定の批准については、少なくとも中国との合意が得られるまで待つべきであると主張するものであります。

第三の反対の理由は、海洋開発に伴う汚染防止及び万一にも事故発生の場合におけるその影響がきわめて広範な水域に波及することが深刻に憂慮されるにもかかわらず、その対策が何ら明確にされていないことがあります。

外務省のPR用パンフレットによれば、海底油田の開発に伴う海洋汚染については、防止のため

世界各国とも厳重な規制を行つておる、今まで

海を汚染した例は日本には全くない。世界でもさ

わめてまれである。サンタバーベラの事故は噴出

防止装置をつけおかなかつた例であると述べ、

さらに、共同開発区域ではこのような事故が起

る可能性はないと強調しておりますが、私は、政

府のこの見解こそ、科学的、技術的根拠のないた

わ言であり、単なる気休めにすぎず、このような

例小だけではわれわれは納得するわけにはいかない

のであります。(拍手)

そのやさぎ、昨年の四月二十一日、世界的技術

の粋を集めた北海油田において油漏れ事故が勃

発し、一日四千トンに及ぶ原油が流出し、長さ二

十三キロ、幅五キロの帶状となって海上を汚染し

た事故があります。また、海底油田による事故で

はありませんが、本年三月十六日夜、フランスの

北西部ブルタニイ半島沖合において、リベリ

ア船籍大型タンカー「アモコ・カジス号」が原油二

十三万トンを満載して航行中、座礁し、船体が

真っ二つに割れ、全積載量を流出した事故は記憶

に新しいところであります。

北海油田は二十三万トン以上も油を埋蔵してい
ます。資源の開発に関する特別措置法案外一案

共同開発区域で発生したら一体どうなるのか、考え

ただけでもはだ寒い思いがするのであります。

第四の反対の理由は、漁業に及ぼす影響と被害

の防止につきてきわめて不十分であるからであります。

さらに、共同開発区域ではこのような事故が起

る可能性はないと強調しておりますが、私は、政

府のこの見解こそ、科学的、技術的根拠のないた

わ言であり、単なる気休めにすぎず、このような

例小だけではわれわれは納得するわけにはいかない

のであります。(拍手)

そのやさぎ、昨年の四月二十一日、世界的技術

の粋を集めた北海油田において油漏れ事故が勃

発し、一日四千トンに及ぶ原油が流出し、長さ二

十三キロ、幅五キロの帶状となって海上を汚染し

た事故があります。また、海底油田による事故で

はありませんが、本年三月十六日夜、フランスの

北西部ブルタニイ半島沖合において、リベリ

ア船籍大型タンカー「アモコ・カジス号」が原油二

十三万トンを満載して航行中、座礁し、船体が

真っ二つに割れ、全積載量を流出した事故は記憶

に新しいところであります。

北海油田は二十三万トン以上も油を埋蔵してい
ます。資源の開発に関する特別措置法案外一案

なければならないのか、私にはどうしても理解が

できないのであります。いま、国民の血税である

ところの五千億円と言われる巨費を投入したあげ

く、原油は韓国と折半とはまことに理解に苦しむ

協定であります。

しかし、わが国の主権的権利として認められ

た大陸棚及び經濟水域において十分な調査と準備

を行い、十分な安全確保の見通しを立てた後に日

本のすぐれた技術をもつて独自の開発をするなら

ば、産出した石油はわが国のエネルギー資源とし

てすべて活用できるのであります。

そのためには、いまだ国際的にもかつ国内的に

も効力の発生していない日本国と大韓民国との間

の西に隣接する大陸棚^{大陸棚}の南部の共同開発に関する

協定の批准を取りやめるべきことを強く主張す

るとともに、それに伴う当該国内法案の撤回を求

め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしま

した。

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

官 報 (号 外)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)
次に、日程第三につき採決いたします。

本薦は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしまし

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

內閣委員

出席政府委員	國務大臣	熊谷太三郎君
科学技術庁原子力局長	山野正登君	
科学技術庁原子力安全全長	牧村信之君	
(政府委員任命)	○朗誦を省略した議長の報告	
一、昨六日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、五日議長において承認した及川昭伍を六日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。		

(政府委員任命)

て、五日議長において承認した及川昭伍を六日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を

、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員	辞任	補欠
佐野 嘉吉君	小坂徳三郎君	橋本龍太郎君
竹内 黎一君	山口シヅエ君	中山 正暉君
中山 正暉君	山口シヅエ君	伊藤 公介君
伊藤 公介君	佐野 嘉吉君	小坂徳三郎君
小坂徳三郎君	佐野 嘉吉君	橋本龍太郎君
橋本龍太郎君	竹内 黎一君	山口シヅエ君
山口シヅエ君	中山 正暉君	川合 武君
川合 武君	伊藤 公介君	伊藤 公介君
社会労働委員	辞任	
井上 裕君	谷 洋一君	補欠
小坂徳三郎君	森 美秀君	
橋本龍太郎君	宇野 亨君	
山口シヅエ君	玉沢徳一郎君	
宇野 亨君	橋本龍太郎君	
谷 洋一君	山口シヅエ君	
玉沢徳一郎君	井上 裕君	
森 美秀君	小坂徳三郎君	
農林水産委員	辞任	
野坂 浩賢君	波沢 利久君	

通信委员

商工委員	辯任	渡沢 利久君	野坂 浩賢君
中西 啓介君	中島 衡君	玉沢徳一郎君	玉沢徳一郎君
松永 光君	野坂 浩賢君	野坂 浩賢君	光君
渡沢 利久君	中島 衡君	野坂 浩賢君	渡沢 利久君
玉沢徳一郎君	野坂 浩賢君	松永 光君	中西 啓介君
野坂 浩賢君	渡沢 利久君	野坂 浩賢君	中西 啓介君
渡沢 利久君	中西 啓介君	野坂 浩賢君	野坂 浩賢君
辯任	補欠	渡沢 利久君	野坂 浩賢君
建設委員	辯任	渡沢 利久君	野坂 浩賢君
藤原ひろ子君	東中 光雄君	藤原ひろ子君	東中 光雄君
東中 光雄君	藤原ひろ子君	東中 光雄君	藤原ひろ子君
藤原ひろ子君	東中 光雄君	東中 光雄君	藤原ひろ子君
辯任	補欠	東中 光雄君	藤原ひろ子君
議院運営委員	辯任	藤原ひろ子君	東中 光雄君
東中 光雄君	藤原ひろ子君	東中 光雄君	藤原ひろ子君
藤原ひろ子君	東中 光雄君	東中 光雄君	藤原ひろ子君

官報(号外)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

辞任 拘欠

荒木 宏君 三谷 秀治君

(議案付託)

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大規模地震対策特別措置法案(内閣提出第七三

号) 災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨六日、参議院に送付した内閣提案は次のとおりである。

特定不況産業安定臨時措置法案

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十日
第三種
官報
便
物
認
可

昭和五十三年四月七日 衆議院會議錄第二十号(一)

六七八

官報号外

昭和五十三年四月七日

○第八十四回 国会衆議院会議録 第二十号(二)

〔木号〔参考〕〕

国民年金法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年一月二十一日

内閣総理大臣 福田赳夫

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

〔参考〕

第六十二条中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であることがある者」を削り、同条第四項中「その者の選択により、その一を支給し、他は」を「通常老齢年金を」に改める。

第七十九条の二第四項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。
第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。

昭和五十三年四月七日

衆議院会議録第二十号〔二〕

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔厚生年金保険法の一部改正〕
第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第五被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、

その者の請求により、七十歳に達した月前に

おける被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第六被保険者である受給権者が六十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、

その者の請求により、六十歳に達した月前に

おける被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日

の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第七被保険者である受給権者が五十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、

その者の請求により、五十歳に達した月前に

おける被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日

の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第八被保険者である受給権者が四十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、

その者の請求により、四十歳に達した月前に

おける被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日

の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第九被保険者である受給権者が三十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、

その者の請求により、三十歳に達した月前に

おける被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日

の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第六十二条の二第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万一千円」に改め、同項第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十三年度」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条第一項本文中「第十一級乃至第十
五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十九条ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達スル迄ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万九千五百円」を「二万一千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十二級」を「第二十三級」に改める。

六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五十条ノ三ノ「第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万一千円」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第五条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第六章中第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(特別の法人の借入金に関する特例)

第三十五条の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七条第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかるわらず、当該資金を借り入れができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五条第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「二万三千五百円」を「二万五千五百円」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十二級」を「第二十三級」に改める。

第三十九条ノ二第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五条中「一万九千五百円」を「二万一千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十二級」を「第二十三級」に改める。

六七九

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正)

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次の
ようにより改正する。

第四条中「一万五千円」を「一万六千五百円」
に、「二万一千五百円」を「二万四千八百円」に改
める。

第十八条中「五千五百円」を「六千二百五十円」
に改める。

(児童手当法の一部改正)

第八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三
号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五千円」の下に「(前年の所得
(一月から五月までの月分の児童手当について
は、前々年の所得とする。)につきその所得が生
じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方
税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定
による市町村民税(特別区が同法第一条第二項
の規定によつて課する同法第五条第二項第一号
に掲げる税を含む。)の同法第二百九十二条第一
項第二号に掲げる所得割の額がない者に支給さ
れる場合にあつては、六千円」を加える。

(福祉施設)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支
障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法
(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の
積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の
目的の達成に資する施設をすることができる
る。

(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区
分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施
行する。
一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児
童手当法第二十九条の次に一条を加える改正
する。

附 則

第一條 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料
の額は、昭和五十六年四月以後においては、法
律で定めるところにより引き上げられるものと
する。

2	規定並びに附則第十三条の規定 公布の日 一一 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条 及び附則十条から附則第十二条までの規定 昭和五十三年六月一日	規定並びに附則第十三条の規定 公布の日 二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条 及び附則十条から附則第十二条までの規定 昭和五十三年六月一日
3	附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日 四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 以外の規定 昭和五十三年八月一日	三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日 四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 以外の規定 昭和五十三年八月一日
5	第八条中児童手当法第六条第一項の改正規 定及び附則第九条の規定 昭和五十三年十月 一日	五 第八条中児童手当法第六条第一項の改正規 定及び附則第九条の規定 昭和五十三年十月 一日
6	第一条中國民年金法第八十七条第三項の改 正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年 四月一日	六 第一条中國民年金法第八十七条第三項の改 正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年 四月一日

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金
法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子
福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七
条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定
する老齢年金の額については、なお從前の例に
よる。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金
法による障害福祉年金、母子福祉年金並びに同法第七十七
条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定
する老齢年金の額については、なお從前の例に
よる。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金
法による保険料については、第一条の規定によ
る改正後の同法第八十七条第三項中「三千三百
円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四
年において厚生年金保険法等の一部を改正す
る法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二
十二条の規定により年金たる給付の額を改定す
る措置が講ぜられたときは、昭和五十二年度の
積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の
規定によつて課する同法第二百一十六号)第八条
第一項に規定する物価指数に対する昭和五
十二年度の同項に規定する物価指数の割合を三
千六百五十円に乘じて得た額とし、その額に十
円未満の端数があるときは、これを切り捨てる
ものとする。」とする。

(福社施設)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支
障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法
(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の
積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の
目的の達成に資する施設をすることができる
る。

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区
分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施
行する。
一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児
童手当法第二十九条の次に一条を加える改正
する。

2	国民年金法第七十六条の規定により読み替え られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給 資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項 の規定による納付を行うことにより、六十五歳 に達した後に同法第七十六条の規定により読み 替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の 受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条 の規定による納付を行うことにより、六十五歳 に定める老齢年金の支給要件に該当するものと みなして、その者に老齢年金を支給する。	第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金 保険法第六十二条の二の規定により加算する額 については、なお從前の例による。
3	第一項の規定による納付は、先に経過した月 の分から順次行うものとする。	(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
4	第一項の規定による納付は、昭和五十五年六月 三十日までに行わなければならない。	第七条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童 扶養手当及び福祉手当の額については、なお從 前の例による。
5	第一項の規定による納付は、先に経過した月 の分から順次行うものとする。	(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
6	第一項の規定により納付が行われたときは、 納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金 の保険料が納付されたものとする。	第八条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童 扶養手当及び福祉手当の額については、なお從 前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童扶
養手当及び福祉手当の額については、なお從
前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和
二十九年法律第百十七号)の一部を次のように
改正する。

第十九条の三第一項中「第十八級」を「第二十
級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二
十三級」に改める。

第三十一条中「同法第三十八条第一項の規定
によりその額の一部につき支給を停止され
る」を「船員保険の被保険者である間に支給され
る」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一
部を改正する法律の一部改正)

第十二条 通算年金制度を創設するための関係法
律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第
一百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十級」を「第二十三
級」に改める。

級に改める。

附則第十四条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第四十年法律第百五号の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正) 第十三条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条ノ二中「業務取扱費」の下に、「福祉施設費」を加える。

第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に「又ハ福祉施設費」を加える。

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉手金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額するとともに、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内)

閣提出に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昨今の経済社会情勢にかんがみ、福祉手当、特別児童扶養手当、児童手当等の額の引上げを行い、あわせて厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和五十三年度における年金額のスライドの実施時期を繰り上げること等によ

り、老人等の福祉の向上を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 国民年金法の一部改正

(1) 老齢福祉年金の額を十八万円(月額一万六千五百円)から十九万八千円(月額一万六千五百円)に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を一级障害について二十七万円(月額二万二千五百円)から二十九万七千六百円(月額二万四千八百円)に、二级障害について十八万円(月額一万五千円)から十九万八千円(月額一万六千五百円)に、それぞれ引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を二十三万四千円(月額一万九千五百円)から二十五万八千円(月額二万五千五百円)に引き上げること。

(4) 保険料の額の改定

保険料の額は、昭和五十四年四月分から月額三千三百円、昭和五十五年四月分から月額三千六百五十円(昭和五十四年度において年金額のスライドが行われた場合は、三千六百五十円に当該スライドの率を乗じて得た額)とし、昭和五十六年四月以後、法律で定めるところにより段階的に引き上げるものとすること。

3 特別納付の実施

昭和五十三年四月一日前に保険料を納めていない期間がある者については、昭和五十三年七月以降二年間に限り、当該期間についての保険料(月額四千円)を納付することができるものとすること。

4 その他所要の改正を行うこと。

(1) 厚生年金保険法の一部改正

1 被保険者に支給する老齢年金及び通算老年年金の支給制限の緩和

(2) 受給資格期間を満たしている六十歳以上

以上の被保険者に対する老齢年金及び通算老年年金の支給について、支給停止を行わない者の標準報酬月額の限度額を十

一万円から十三万四千円に引き上げること。

(3) 受給資格期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者に対する老齢年金及び通算老年年金の支給について、支給対象者の標準報酬月額の限度額を十

一万円から十三万四千円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を改めること。

(4) 被保険者に支給する老齢年金及び通算老年年金の七十歳改定

受給資格期間を満たしている七十歳以上の被保険者に支給する老齢年金及び通算老年年金について、七十歳までの被保険者期間を基礎として基本年金額を計算するものとすること。

3 審査加算額の引上げ

(1) 十八歳未満の子又は一级若しくは二级の廃疾の状態にある子を一人以上有するとき

六万円(月額五千円)から七万二千円(月額六千円)に引き上げること。

(2) 十八歳未満の子又は一级若しくは二级の廃疾の状態にある子を一人有するとき

三万六千円(月額三千円)から四万八千円(月額四千円)に引き上げること。

(3) 六十歳以上であるとき(1)又は(2)に該当するときを除く。

一万四千円(月額二千円)から三万六千円(月額三千円)に引き上げること。

4 その他所要の改正を行うこと。

(3) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(昭和四十八年法律第九十二号)の一部改正

ついては昭和五十三年十一月から昭和五十三年六月に、国民年金については昭和五十四年

一月から昭和五十三年七月に、それぞれ繰り上げること。

(4) 船員保険法の一部改正

厚生年金保険法の一部改正に準じ、船員保険の年金部門について所要の改正を行うこと。

(5) 年金福祉事業団法の一部改正

年金福祉事業団の行う資金の貸付けを受け

ることができない特殊法人等について、住宅資金の貸付けを受けることができるものとす

ること。

4 児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額一万九千五百円から二万五千五百円に、児童二人の場合月額二万五千五百円から二万三千五百円に、それぞれ引き上げること。

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額一万五千円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき月額二万二千五百円から二万四千八百円に、それぞれ引き上げること。

2 福祉手当の額を月額五千五百円から六千二百五十円に引き上げること。

4 児童手当法の一部改正

市町村民税所得割非課税者に支給する児童手当の額を月額五千円から六千円に引き上げること。

2 政府は、児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるものとすること。

3 この法律は、厚生年金保険法及び船員保険法の改正については昭和五十三年六月一日から、国民年金法、児童扶養手当法及び特別児

童扶養手当等の支給に関する法律の改正については昭和五十三年八月一日から、児童手当については昭和五十三年十月一日から、それぞれ施行すること。ただし、年金額のスライドの実施時期の繰上げ、年金福祉事業団法の改正及び児童手当法の福祉施設の実施については公表の日から、特例納付の実施については昭和五十三年七月一から、国民年金の保険料の額の改定については昭和五十四年四月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の可決理由

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額することは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十三年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費千五百五十三億七千九百九十九万九千円（うち国庫負担百八十三億五千百四十三万一千円）、船員保険特別会計に年金保険給付費三十二億千九百六十一万七千円（うち国庫負担七億八千四十九万七千円）、国民年金特別会計国民年金勘定に国民年金給付費五百八十四億四千十万元（全額国庫負担）、厚生保険特別会計児童手当勘定に児童手当交付金二十三億四千四百三十七万三千円（うち国庫負担十九億九千八百六十万元）がそれぞれ計上され、また、昭

和五十三年度一般会計予算（厚生省所管）においては、児童扶養手当給付費二十七億四千二百八十五万五千円、特別児童扶養手当給付費八億千七十三万三千円、福祉手当給付費等補助金八億四千十一万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十三年四月六日

衆議院議長 保利 茂殿 社会労働委員長 木野 晴夫

〔別紙〕

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 公的年金制度全体を通じ、各制度間の関連と将来にわたる人口の老齢化の動向を勘案しつつ、その基本的なあり方について検討を急ぎ、年金制度の抜本的な改善を図ること。

一 在職老齢年金制度の支給制限、公的年金等の併給調整については、そのあり方を検討すること。

一 遺族年金については、妻の年金権のあり方の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。

日本国と大韓民国との間に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十二年二月十九日

内閣総理大臣 福田赳氏

日本国と大韓民国との間に隣接する

大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法

日本国と大韓民国との間に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（以下「協定」という。）の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定めるものとする。

（定義） この法律において「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス（これらに付随して掘採される鉱物を含む。）をいう。

（第一条） この法律において「共同開発区域」とは、協定第一項に規定する大陸棚の区域をいう。

（第二条） この法律において「特定鉱業権」とは、共同開発区域内の登録を受けた一定の区域（以下「共同開発鉱区」という。）において、共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と共同して、天然資源の探査（ボーリングにより探鉱をすること及び探鉱を目的として地震探鉱法その他の方法により地質構造の調査をすることをいう。以下同じ。）又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいう。

（第三条） この法律において「大韓民国開発権者」とは、大韓民国の法令に基づき、共同開発区域内の一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をして、及び掘採された天然資源を取得することを認可された者をいう。

（行為の効力の承継）

（第四条） この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第十二条の許可の申請をした者（同条の許可を受けた者を含む。以下「申請人」といふ。）、特定鉱業権者又は関係人の承継人に對しても、その効力を有する。

（第五条） 特定鉱業権

（第六条） 特定鉱業権によるものでなければ、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の

両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

（趣旨）

（第一章） 第一章 総則

（第二章） 第二章 特定鉱業権

（第三章） 第三章 損害の賠償

（第四章） 第四章 雑則

（第五章） 第五章 諒則

（附則）

2 採掘権によるものでなければ、共同開発区域において天然資源の採掘をしてはならない。

(特定鉱業権の性質)

第六条 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。

第七条 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができる。

(共同開発鉱区の境界)

第八条 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

(特定鉱業権者の資格)

第九条 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)

第十条 採査権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採査権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から八年とする。

2 採掘権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採掘権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。

3 前項の採掘権の存続期間は、その共同開発鉱区における天然資源の採掘を継続して行うため必要があると認められるときは、その満了に際し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することができる。

4 第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。

5 第二項の規定は、第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採掘権の存続期間の延長に準用する。

第十一條 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請があつたときは、採掘権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その採掘権は、存続するものとみなす。

(特定鉱業権の設定の許可)

第十二条 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(共同申請)

第十三条 二人以上共同して前条の許可の申請をした者(二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請人の名義の変更)

第十四条 申請人の名義は、相続その他の一般承継及び共同申請人の脱退の場合を除き、変更することができない。

2 採査権者が採査権の存続期間中にその共同開発鉱区についてした採掘権の設定に係る第十二条の許可の申請(以下「採掘転願」という。)に係る申請人の名義は、当該採査権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)があつたときは、その移転の時に、その移転を受けた者に変更されたものとみなす。

第十五条 共同申請人の脱退(死亡によるもの)

長に準用する。

第十一條 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請があつたときは、採掘権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その採掘権は、存続するものとみなす。

(特定鉱業権の設定の許可)

第十二条 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(共同申請)

第十三条 二人以上共同して前条の許可の申請をした者(二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請人の名義の変更)

第十四条 申請人の名義は、相続その他の一般承継及び共同申請人の脱退の場合を除き、変更することができない。

2 採査権者が採査権の存続期間中にその共同開発鉱区についてした採掘権の設定に係る第十二条の許可の申請(以下「採掘転願」という。)に係る申請人の名義は、当該採査権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)があつたときは、その移転の時に、その移転を受けた者に変更されたものとみなす。

第十五条 共同申請人の脱退(死亡によるもの)

と認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定により告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前に遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(特定鉱業権を設定する区域等の告示)

第十六条 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が採査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が採査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

三 その許可をすることによつて第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

四 大韓民国開発権者と共同して行う天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附属する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

2 通商産業大臣は、採掘転願が次の各号(第二十六条の規定による命令に係る採掘転願にあつては、第二号)に適合していると認めるときでなければ、第十二条の許可をしてはならない。

一 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋藏量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

2 通商産業大臣は、採掘転願が次の各号(第二十六条の規定による命令に係る採掘転願にあつては、第二号)に適合していると認めるときでなければ、第十二条の許可をしてはならない。

一 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋藏量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

3 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき

2 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち

(許可の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十二条の許可の申請(採掘転願を除く。)が次の各号に適合してい

るときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定により告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前に遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(共同開発事業の実施)

第十九條 申請の日が最先である申請が二以上あるとき

2 申請の日が最先である申請が二以上あるとき

3 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき

2 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち

(許可の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十二条の許可の申請(採掘転願を除く。)が次の各号に適合してい

商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日

が最先である申請をした者

(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可（第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び探掘転

願に係る同条の許可を除く。）次条及び第三十二

条第四項において同じ。）を受けた者は、許可を

受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の

認可の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定する者の申請に

より、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十一条第一項の認可の申請をすることが

できないと認めるときは、三月以内においてそ

の期限を延長することができる。

（許可の失効）

第二十条 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その

効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第

一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の処

分を受けたとき。

（共同開発事業契約）

第二十一条 特定鉱業権者（第十九条第一項に規定する者を含む。）が共同開発事業を行うため當該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約（以下「共同開発事業契約」といいう。）は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者（協定第六条第一項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。）

三 漁業との調整に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同

項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることそ

の他共同開発事業契約に定める事項が共同開

発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこ

と。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二

項の大韓民国政府の承認が与えられているこ

と。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項

第三号に掲げる事項に關し、農林大臣に協議し

なければならない。

又は不認可の処分がないときは、同項の認可が

あつたものとみなす。

4 第二十二条 特定鉱業権の移転があつたときは、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新

たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業

権者が大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業

契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業

権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅時に当該大

韓民国開発権者であつた者と締結していた共同

開発事業契約を、当該特定鉱業権者が新たなる大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

（特定鉱業権の共有）

第二十三条 特定鉱業権を共有する者（以下「特定

鉱業権共有者」という。）は、通商産業省令で定めることにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

（共同開発鉱区の減少）

第二十五条 共同開発鉱区の減少は、次の各号

（共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号）に該当する場合でなければ、することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一部の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

三 第二十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特

定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

が定めた共同開発事業契約とみなす。

4 代表者は、國に対して、特定鉱業権共有者を

開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が

特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約（特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していいた共同開発事業契約）を、新たな特定鉱業権者があつた者が特定鉱業権者であつた者と特定鉱業権者と締結していいた共同開発事業契約を、新たな特定鉱業権者があつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

（特定鉱業権の移転）

第二十四条 特定鉱業権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）を受けようとする者は、通商

産業大臣の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号（当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号から第三号まで）に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第二十二条各号のいずれにも該当しないこと。

三 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

四 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

（共同開発鉱区の減少）

第二十五条 共同開発鉱区の減少は、次の各号

（共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号）に該当する場合でなければ、することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一部の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

三 第二十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特

定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

が定めた共同開発事業契約とみなす。

4 代表者は、國に対して、特定鉱業権共有者を

一 採査権の設定期登録の日（採査権が第十六

条第二項に規定する場合に新たに設定された

ものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。)から三年を経過する日 探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

一 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の五十四に相当する面積

一 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の二十一に相当する面積

採掘転願に基づく採掘権(採掘転願に基づく採掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る共同開発鉱区の面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならない。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

採掘転願に基づく採掘権に係る探査権の設定の登録の日(当該探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る共同開発鉱区の面積(当該探査権が同項規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当

二 一、採掘権願に基づく採掘権に係る探査権の設定の登録の日から六年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の五十五に相当する面積
（採掘権願命令）

第二十六条 通商産業大臣は、探査権の共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、その共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるときは、その探査権者に対し、三月以内に採掘権の設定に係る第十二条の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

（特定鉱業権の放棄の制限）

第二十七条 特定鉱業権の放棄は、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意がなければ、することができない。ただし、設定の登録の日から二年を経過したとき 又はその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、この限りでない。
（特定鉱業権の取消し）

第二十八条 通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の各号の一に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。

一 第二十一条第一項の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

二 第二十五条第二項又は第三項の規定に違反して共同開発鉱区の減少をしないとき。

三 第二十六条の規定による命令に従わないととき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項

の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第二十二条第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。

通商産業大臣は、錯誤により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならぬ。

(採掘権の取消しと抵当権)

第二十九条 通商産業大臣は、採掘権の取消しによる消滅の登録をしたときは、直ちに、その旨を抵当権者に通知しなければならない。

二 抵当権者は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、採掘権の競売の申立てをすることができる。ただし、前条第二項の規定による採掘権の取消しの場合は、この限りでない。

三 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

四 競落を許す決定が確定したときは、採掘権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。

五 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第三十条 前条の規定は、通商産業大臣が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(特定鉱業権の消滅)

第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九条の規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。

2 採掘願に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該探査権は、消滅する。
(登録)

第三十二条 次に掲げる事項は、特定鉱業原簿に登録する。

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限並びに共同開発鉱区の減少

二 特定鉱業権共有者の脱退

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による特定鉱業権共有者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅、前条第一項若しくは第二項の規定による特定鉱業権の消滅又は存続期間の満了による特定鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

4 第十二条の許可に係る特定鉱業権の設定の登録は、許可を受けた者が共同開発事業契約について第二十一条第一項の認可を受けた後でなければ、することができない。

5 前各項に規定するもののはか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。
(事業実施義務)

第三十三条 特定鉱業権者は、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業に着手しなければならない。

り、やむを得ない理由により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

3 特定鉱業権者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない理由により引き続き六月以上事業を休止する場合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(坑井掘さく義務)

第三十四条 採査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、通商産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

1 採査権の設定の登録の日から三年間

2 前号の期間の満了日の翌日から三年間

3 前号の期間の満了日の翌日から二年間

4 前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区の面積及びその上部水域の水深、前項第二号又は第三号の期間開始前に共同開発鉱区において掘さくされた坑井の数その他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

3 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該探査権者が掘さくしたものとみなす。

(施業案)

第三十五条 操業管理者たる特定鉱業権者(第三十七条第一項前段の認可を受けた大韓民国開発権者を含む。以下同じ。)は、事業に着手する前

に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

2 操業管理者たる特定鉱業権者は、前項の認可を受けた施業案によるのでなければ、事業を行つてはならない。

(指定区域における採掘等の制限)

第三十六条 操業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するもの)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可があつた場合において、その申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、当該魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるとときは、同項の許可をしようとする。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、農林大臣と協議しなければならない。

4 指定区域の指定は、その区域を告示することにより行う。

(特定鉱業権消滅時の特例)

第三十七条 特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その消滅の時に操業管理者でなかった当該大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区の区域において天然資源の探査又は採掘を行おうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項前段の認可を受けた大韓民国開発権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際に当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)及び当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際に当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)及び当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際に当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)が、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五条第一項に規定する場合における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によって、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人その他これらに住所又は居所を有する者に損害を与えたときは、損害の発生の時ににおける当該共同開発鉱区の特定鉱業権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際に当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)及び当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際に当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)が、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五条第一項に規定する場合における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によって与えた損害については、その天然資源の探査又は採掘を行つた特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

3 共同採掘契約は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければ、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 前二項の規定による賠償については、特定鉱業権共有者又は大韓民国開発権を共有する者の義務は、連帶とする。

2 前項の規定により賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害の発生後に特定鉱業権又は大韓民国開発権を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害を譲り受けたときは、特定鉱業権を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権

る鉱山保安法第二十二条第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。

第三章 損害の賠償

(賠償義務)

第三十八条 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域の境界線にまたがって存在するときには、その油層が存在する共同開発鉱区の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区若しくは租鉱区(石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に限る。)の鉱業権者若しくは租鉱権者又は大韓民国の法令に基づきその油層が存在する区域において天然資源の採掘することを認められた者と協議し、共同して当該天然資源の採掘をするため必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項その他通商産業省令で定める事項に関する契約(以下「共同採掘契約」という。)を締結するよう努めなければならない。

2 油層が共同開発鉱区の境界線にまたがって存在すると認められる場合(前項に規定する場合を除く。)には、その油層が存在する二以上の共同開発鉱区の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、相互に協議し、共同採掘契約を締結するよう努めなければならない。

二 それがないこと。
一 共同採掘契約について協定第二十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられていること。

二 共同採掘契約について協定第二十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられていること。

3 前二項の規定による賠償については、特定鉱業権共有者又は大韓民国開発権を共有する者の義務は、連帶とする。

2 前項の規定により賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害の発生後に特定鉱業権又は大韓民国開発権を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権

4 第二項に規定する場合において、特定鉱業権を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者に対し、償還を請求することができる。

5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百十一条、第一百十三条、第一百四十四条第一項、第一百五十五条第一項及び第一百六十六条の規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは废水の放流による損害の賠償に準用する。

(裁判管轄)

第四十条 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判所所在地の裁判所に提起することができる。

(和解の仲介)

第四十一条 鉱業法第二百二十二条から第二百二十五条までの規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償に関する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第二百二十四条第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(手数料)

第四十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請をする者

二 第十二条の許可の申請をする者

三 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をする者

四 第二十一条第一項の認可の申請をする者

五 第二十四条第一項の認可の申請をする者

六 第三十八条第三項の認可の申請をする者

(報告及び検査)

第四十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事業所若しくは事務所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第四十四条 通商産業大臣は、第十二条の許可の申請の書類が完備していないときは、相当の期限付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われないとときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第四十五条 通商産業大臣は、第二十八条第一項第一号から第七号までの規定による特定鉱業権の取消し又は第三十七条第二項第一号若しくは第二号の規定による認可の取消しをしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見述べる機会を与えなければならない。

4 第二十二条第一項の認可の申請をする者は、

の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱業法の適用除外)

第四十七条 共同開発区域における天然資源の探査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

(鉱山保安法の適用)

第四十八条 操業管理者たる特定鉱業権者に関する鉱山保安法の規定の適用については、同法の規定(第二条第一項、第七条、第二十三条、第三十一条の二及び第四十八条第一項の規定を除く。)中「鉱業権」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する操業管理者たる特定鉱業権者」と、同法第九条の二第二項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十二条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条(同法第八十七条において準用する場合を含む。)」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項と、同法第二十二条第二項中「通商産業局長」と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四条の二第一項及び第二十五条第一項中「命ずることができる」とあるのは「命ずることができる。この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十五条の二第一項中「鉱区外又は粗鉱区外」とあるのは「共同開発鉱区外日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七条第一項前段の場合にあつては、同項前段に規定する区域外。第三十六条第二項において同じ。」

と、「命ずることができる」とあるのは「命ずることができる。この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十六条第一項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十九条中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、同法第三十六条第二項中「鉱区外又は粗鉱区外」とあるのは「共同開発鉱区外」とする。

(鉱区税の特例)

第四十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、共同開発鉱区を同法第二百七十八条及び第二百八十三条第三項の鉱区と、自治大臣が共同開発区域の関係県として指定する県(以下「関係県」という。)を同法第二百七十八条の鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を同条及び同法第二百九十五条の鉱業権者と、特定鉱業権を同条の鉱業権とみなす。

2 関係県が共同開発鉱区に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法第二百七十八条の規定にかかわらず、共同開発鉱区の面積に、関係県ごとに当該関係県に係る率として自治大臣が定める率を乗じて得た面積とする。この場合において、関係県に係る率は、その合計が百分の百となるよう定めるものとする。

3 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の税率は、地方税法第二百八十三条の規定にかかわらず、次各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

4 自治大臣は、第一項の規定により関係県に係る指定をし、又は第二項の規定により関係県に係る率を定めたときは、これらの事項を告示するとともに、関係県の知事に通知しなければならない。当該指定に係る関係県又は当該率を変

更したときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、第三十二条第一項の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事項を登録したときは、政令で定めるところにより、大臣及び関係県の知事に通知しなければならない。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、次に掲げる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

二 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関する事項に関する法令の適用に関する技術的証替え

一 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関する事項に関する法令の適用に関する事項についての規定による改正の実施に伴う事項

規定により、大韓民国の法令が適用されない場合において、操業管理者の変更により日本国との法令が適用されることとなるときの経過措置

三 前二号に掲げるもののほか、協定の実施に伴い必要とされる事項

第五章 刑則

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の規定に違反して天然資源の探査又は採掘をした者は、

二 詐欺その他不正の行為により第十二条の許可を受けた者は、

三 過失により共同開発鉱区外に侵入した者は、第五十二条前項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つた者

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をした者

三 第三十七条第一項の規定による報告書をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者は、十万円以下の罰金に処する。

四 第五十四条第四十三条第一項の規定による報告書をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者は、十万円以下の罰金に処する。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

第一に、「又は租鉱区」を「若しくは粗鉱区又は

同表第一第十七号の二に掲げる共同開発鉱区」に改める。

第一に改め、同条第二号中「別表第一の」を「別表第一に改め、同条第一号中「別表第一の」を「別表別表第一第十七号の次に次のように加える。

十七の二 特定鉱業権の登録(特定鉱業権の信託の登録を含む。)

(一) 採査権の設定の登録

(二) 採査権の共同開発鉱区の減少の登録

(三) 採査権の移転の登録

(四) 採掘権の設定の登録

(五) 採掘権の存続期間の延長の登録

(六) 採掘権の移転の登録

(七) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録

(八) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録

(九) 採掘権の登録

(十) 採掘権の存続期間の延長の登録

(十一) 採掘権の登録

(十二) 採掘権の登録

(十三) 採掘権の登録

(十四) 採掘権の登録

(十五) 採掘権の登録

(十六) 採掘権の登録

(十七) 採掘権の登録

(十八) 採掘権の登録

(十九) 採掘権の登録

(二十) 採掘権の登録

共同開発鉱区の面積
十萬平方メートルにつき三百

一個につき十二万円
四十円

十萬平方メートルにつき五百
四十円

十萬平方メートルにつき一千
四百円

十萬平方メートルにつき一百
四十円

十萬平方メートルにつき一千
一百円

十萬平方メートルにつき十二
千分の四

十萬平方メートルにつき二百
四十円

十萬平方メートルにつき一百
四十円

十萬平方メートルにつき十二
千分の四

十萬平方メートルにつき一百
四十円

第一に、「又は粗鉱区」を「若しくは租鉱区又は
同表第一第十七号の二に掲げる共同開発鉱区」に改める。

共同開発鉱区の面積
十萬平方メートルにつき三百
一個につき十二万円

四十円

(号) 外

官

報 (号) 外

11

(4) 特定鉱業権の順位の変更の登録 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録に該当するものを除く。)		抵当権の順位の変更の登録 付記登録の登録	抵当権の件数 共同開発鉱区の面積 十萬平方メートルにつき百一
(4) 登録の抹消		共同開発鉱区の面積 一個につき九万円 一個につき二万円	共同開発鉱区の面積 一個につき二万円
2 定義		共同開発鉱区の面積 一個につき二万円	共同開発鉱区の面積 一個につき二万円
1 趣旨		理由 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、同協定に基づく大陸棚における石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘の事業に關し鉱業法に代わる特別の制度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	理由 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、同協定に基づく大陸棚における石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘の事業に關し鉱業法に代わる特別の制度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
4 特定鉱業権によるものとされるもの		5 特定鉱業権の性質 (1) 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。 (2) 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができる。	5 特定鉱業権の性質 (1) 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。 (2) 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができる。
3 特定鉱業権の種類		6 共同開発鉱区の境界 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。	6 共同開発鉱区の境界 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。
4 特定鉱業権によるものとされるもの		7 特定鉱業権者の資格 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。	7 特定鉱業権者の資格 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
3 特定鉱業権の存続期間及びその延長		8 特定鉱業権の存続期間及びその延長 特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から八年とし、採掘権の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。	8 特定鉱業権の存続期間及びその延長 特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から八年とし、採掘権の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。
2 特定鉱業権によるものとされるもの		9 特定鉱業権の設定の許可 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。	9 特定鉱業権の設定の許可 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
1 特定鉱業権によるものとされるもの		10 特定鉱業権を設定する区域等の告示 (1) 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が採査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。	10 特定鉱業権を設定する区域等の告示 (1) 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が採査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。
4 特定鉱業権によるものとされるもの		11 欠格条項 次の(1)に該当する者は、特定鉱業権の設定の許可を受けることができない。 (1) この法律又は鉱山保安法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わら又は執行を受けたがなくなつた日から二年を経過しない者 (2) 特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 (3) 法人であつて、その業務を行つた役員のうち(1)又は(2)に該当する者があるもの (4) 採掘権の存続期間の延長の許可の申請が	11 欠格条項 次の(1)に該当する者は、特定鉱業権の設定の許可を受けることができない。 (1) この法律又は鉱山保安法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わら又は執行を受けたがなくなつた日から二年を経過しない者 (2) 特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 (3) 法人であつて、その業務を行つた役員のうち(1)又は(2)に該当する者があるもの (4) 採掘権の存続期間の延長の許可の申請が
3 特定鉱業権によるものとされるもの		12 許可の基準 (1) 通商産業大臣は、特定鉱業権の設定の許可の申請採掘転願を除く。)が次に適合していると認めるときでなければ、許可をし	12 許可の基準 (1) 通商産業大臣は、特定鉱業権の設定の許可の申請採掘転願を除く。)が次に適合していると認めるときでなければ、許可をし
2 特定鉱業権によるものとされるもの		13 特定鉱業権によるものとされるもの	13 特定鉱業権によるものとされるもの
1 特定鉱業権によるものとされるもの		14 特定鉱業権によるものとされるもの	14 特定鉱業権によるものとされるもの
昭和五十三年四月七日 衆議院会議録第二十号(二)		日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

てはならない。

イ 特定鉱業権を設定する区域及び特定鉱業権の種類に関する通商産業大臣の告示と異なるものでないこと。

ロ 特定鉱業権を設定する区域及び特定鉱業権の種類に関する通商産業大臣の告示が行われた日から三十日を経過する日前にされたものでないこと。

ハ その許可をすることによつて告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

ニ 大韓民国開発権者と共同して天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附屬する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足りる経営的基礎及び技術的能力があること。

イ 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋藏量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

ロ 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経営的基礎及び技術的能力があること。

(3) 特定鉱業権を設定する区域等に関する告示の規定により告示された一の区域に係る特定鉱業権の設定の許可の申請が二以上あるときは、次に掲げる場合に応じ、次に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

イ 申請がすべて同一の日にされていて、き 申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの、ロ イに掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上ある

13

イ 許可後の手続及び許可の失効

新たに小区域が定められた場合において特定鉱業権の設定の許可を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、共同開発事業契約の認可の申請をしなければならない。

イ 通商産業大臣は、申請により、やむを得ない理由により期限までに認可の申請ができるないとき(三月以内においてその期限を延長することができる)。

ロ 特定鉱業権の設定の許可を受けた者が、期限までに共同開発事業契約の認可をしないとき又は共同開発事業契約の認可の申請に対し不認可の処分を受けたときは、特定鉱業権の設定の許可はその効力を失う。

14 共同開発事業契約

(1) 特定鉱業権者(新たに小区域が定められた場合において特定鉱業権の設定の許可を受けた者を含む。)が共同開発事業を行ったときに於いて特定鉱業権の移転が受けた者が、共同開発事業契約を締結するにあつたときは、特定鉱業権者であつた者が当該大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約とみなす。

イ 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

ロ 業務管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。)の指定に関する事項

ハ 漁業との調整に関する事項

二 以上に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

通商産業大臣は、共同開発事業契約の認

15

(3) 通商産業大臣は、共同開発事業契約の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める漁業との調整に関する事項に關し、農林大臣に協議しなければならない。

(4) 共同開発事業契約の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、認可があつたものとみなす。

イ 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約とみなす。

ロ 大韓民国開発権者(新たに大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約(大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権が効力を生ずるまでの間に、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権の消滅の時に大韓民国開発権者であつた者が大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約とみなす。)を受けた者を含む。)が共同開発事業を行つたときに於いて特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅の時に当該特定鉱業権者(新たに大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者があつた者が大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約とみなす。)を受けた大韓民国開発権者と締結して共同開発事業契約とみなす。

(4) 大韓民国開発権が消滅した場合において、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでに該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結して共同開発事業契約とみなす。

イ 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

ロ 業務管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。)の指定に関する事項

ハ 漁業との調整に関する事項

16 特定鉱業権の移転

(1) 特定鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)を受けようとする者は、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

イ 申請がすべて同一の日にされていて、き 申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの、ロ イに掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上ある

可の申請が次に適合していると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

イ 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業契約の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

ロ 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられること。

イ 第二項の大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

ロ 共同開発事業契約が当該大韓民国開発権者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約を(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

イ 第二項の大韓民国開発権者があつた者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約を(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

ロ 共同開発事業契約が当該大韓民国開発権者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約を(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

民國開発権と締結する共同開発事業契約があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と特定鉱業権があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

大韓民国開発権者と締結して、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に行なわれるおそれがないこと。

てはならない。

イ 欠格条項のいずれにも該當しないこと。

ロ 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

ハ 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

ニ 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

② 共同開発鉱区の減少

(1) 共同開発鉱区の減少は、次(共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、イ)に該当する場合でなければ、すながちができない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

イ 減少をする一の部分の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

ロ 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

(2) 採査権者及び採掘転願に基づく採掘権者は、その採査権又は採掘権に係る当初の採査権の設定の登録の日から三年を経過する日までに、その共同開発鉱区の面積がそれぞれ、共同開発鉱区の当初面積の百分の七十、百分の五十及び百分の二十五以下にならぬよう、その共同開発鉱区の減少しなければならない。ただし、その減少すべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

採掘転願命令

通商産業大臣は、採査権の共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋藏量等にかんがみ、その共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるときは、その採査権者に対し、三月以内に採掘権の設定に係る特定鉱業権の設定の許可の申請をすべ

きことを命ずることができる。

特定鉱業権の放棄の制限

係る大韓民国開発権者の同意がなければ、することができない。ただし、設定の登録の日から二年を経過したとき、又はその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、この限りでない。

② 特定鉱業権の取消し

通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の二に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。

イ 通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

ロ 共同開発鉱区の面積を順次減少しなければならない規定に違反して共同開発鉱区の減少をしないとき。

ハ 通商産業大臣の採掘転願命令に従わないとき。

ニ 事業実施義務に違反して事業に着手しなかつたとき、又は事業を休止したとき。

ホ 坑井掘さく義務に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

ヘ 通商産業大臣の認可を受けた施設案によらないで事業を行つたとき。

ト 指定区域における採掘等の制限に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をして工作物の設置を行つたとき。

チ 鉱山保安法の規定による命令に従わないとき。

特定鉱業権の消滅

(1) 特定鉱業権は、特定鉱業権者が特定鉱業権の資格に関する規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法第九百五十八条の相続人検索の公告の規定の期間内に相続人である権利を主張する

る者がないときは、消滅する。

② 採掘転願に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該採査権は消滅する。

特定鉱業権の設定、存続期間の延長、共同開発鉱区の減少等の一定の事項は、特定鉱業原簿に登録する。

登録は、登記に代わるものとし、(1)の事項は、相続その他の一般承継等の場合を除き、登録しなければその効力を生じない。

② 通商産業大臣は、(1)の許可をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならず、(1)の許可の申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。

特定鉱業権消滅時の特例

特定鉱業権は、通商産業大臣が特に認められた場合を除き、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業を着手しなければならず、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。

特定鉱業権者は、通商産業大臣が特定の事業実施義務について認可を受けた後でなければ、することができない。

特定鉱業権者は、通商産業大臣が特定の事業実施義務に違反して事業に着手しなかつたとき、又は事業を休止したとき。

ホ 坑井掘さく義務に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

ヘ 通商産業大臣の認可を受けた施設案によらないで事業を行つたとき。

ト 指定区域における採掘等の制限に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をして工作物の設置を行つたとき。

チ 鉱山保安法の規定による命令に従わないとき。

特定鉱業権の登録

(1) 特定鉱業権は、(1)の認可を受けた大韓民国開発権者であつて特定鉱業権の消滅の時に採業管理権者でなかつた者が、施設案によらないで事業を行つたとき、指定区域における採掘等の制限に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき及び鉱山保安法の規定による命令に従わないときは、(1)の認可を取り消すことができる。

特定鉱業権の認可

(1) 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域又は共同開発鉱区の境界線にまたがつて存在すると認められる場合には、その油層に係る特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区等の鉱業権者等と協議し、共同して天然資源の採掘をするため

域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域

内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するものをいう。

以下同じ。)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

特定鉱業権の認可

受けた大韓民国開発権者であつて特定鉱業権の消滅の時に採業管理権者でなかつた者を含む。以下同じ。)は、事業着手前に、施設案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならず、認可を受けた施設案によるのでなければ、事業を行つてはならない。

特定鉱業権の登録

特定鉱業権者は、指定区域における採掘等の制限

受けた大韓民国開発権者であつて特定鉱業権の消滅の時に採業管理権者でなかつた者を含む。以下同じ。)が共同開発区域又は共同開発鉱区の境界線にまたがつて存在すると認められる場合には、その油層に係る特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区等の鉱業権者等と協議し、共同して天然資源の採掘をするため

必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項等に関する契約(以下「共同採掘契約」という。)を締結するよう努めなければならない。

(2) 共同採掘契約は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても同様とする。

(3) 通商産業大臣は、天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第二十三条第3項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に適合していること、その他共同採掘契約に定める事項が天然資源の採掘の円滑な実施を妨げるおそれがないか、かつ、共同採掘契約について協定第二十三条第二項(2)(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられているときでなければ(2)の認可をしてはならない。

29

賠償義務

(1) 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によって、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人等に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該共同開発鉱区の特定鉱業権者及びその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が連帶してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五条第一項に規定する場合における損害については、天然資源の探査又は採掘を行った特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

(2) その他特定鉱業権又は大韓民国開発権が損害の発生の後に特定鉱業権又は大韓民国開発権の譲渡があつた場合等における損害賠償のあり方についての規定を設けるとともに、損害賠償についての鉱業法の所要の

規定を準用する。

30 裁判管轄

共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

鉱業法の適用除外及び鉱山保安法の適用について規定する。

31 鉱区税の特例

(1) 地方税法の規定の適用については、共同開発鉱区を鉱区と、自治大臣が共同開発区域の関係県として指定する県(以下「関係県」という。)を鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を鉱業権者と、特定鉱業権を鉱業権とみなす。

(2) 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法の規定にかかわらず、

共同開発鉱区の面積に、関係県ごとに当該関係県に係る率として自治大臣が定める率を乗じて得た面積とする。

(3) 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の税率は、地方税法の規定にかかわらず、当該共同開発鉱区の面積百アールごとに、探査権については年額二十円、採掘権については年額百二十円とする。

施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

32 経過措置

この法律の施行の際定められている一小

区域に属する区域を鉱業出願地(鉱業法第二十七条第一項に規定する鉱業出願地をいう。以下同じ。)とする石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定の出願(当該小区域に属する区域を鉱業出願地の一部とするものとを含む。)であつて、当該出願に係る鉱業出願

地のうち同条の規定により優先権を有する部分(当該小区域に属するものに限る。)の面積の合計が当該小区域の面積の三分の二を超えるものを、この法律の施行の際、現にしている者が、当該小区域に係る特定鉱業権を設定する区域等の告示が行われた日から三十日を経過する日前に特定鉱業権設定の許可申請をしたときは、その申請については、特定鉱業権設定の許可基準の一つである告示の日から三十日を経過する日前に申請がされたものでないことという要件は、適用しない。

35 その他

報告及び立入検査、聴聞、法令の適用に関する技術的読替え等の政令への委任、法律違反に対する罰則等について所要の規定を設けるとともに、登録免許税法の一部改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、同協定に基づく大陸棚における石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘の事業に関する鉱業法に代わる特別の制度を定めるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

(国際出願)

第一条 この法律は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に關し、特許庁と出願人との間ににおける手続を定めるものとする。

第二章 国際出願

(趣旨)

第一章 総則

第二章 國際出願(第一条)

第三章 國際調査第八条・第七条

第四章 國際予備審査(第十一条・第十五条)

第五章 雜則(第十六条・第二十一条)

附則

昭和五十三年四月六日
右
議長
商工委員長 野呂 恒一
衆議院議長 保利 茂殿
法律案
提出する。
昭和五十三年三月十七日
内閣総理大臣 榎田 起夫

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案
第三条 國際出願をしようとする者は、日本語又は通商産業省令で定める外國語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。
願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て
二 出願人の氏名又は名称、国籍及び住所又は居所

三 発明の名称
四 当該出願に係る発明の保護を求める条約の締約国の国名
五 前号において指定した条約の締約国（以下「指定国」という。）について条約第二条の広域特許を受けようとする場合には、その旨で定める事項
六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。
(國際出願日の認定等)

第四条 特許庁長官は、國際出願が次の各号の一に該当する場合を除き、國際出願が特許庁に到達した日を國際出願日として認定しなければならない。

一 出願人が第二条に規定する要件を満たしていないとき。
二 日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。
三 前条第二項第一号又は第四号に掲げる事項の記載がないとき。

四 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

五 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

2 特許庁長官は、國際出願が前項各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を國際出願日として認定しなければならない。

第五条 特許庁長官は、國際出願において、その國際出願に含まれていない図面についての記載

がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

4 当該出願に係る發明の保護を求める条約の締約国の国名
5 前号において指定した条約の締約国（以下「指定国」という。）について条約第二条の広域特許を受けようとする場合には、その旨で定める事項
6 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

際出願が第四条第一項各号の一に該当することを発見したとき。

は、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

2 特許庁長官は、第十九条第一項第一号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付された場合において、条約第十四条(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願で定めた場合において、その国名を明示して、その指定が取り下げられない。

(補正命令)
第六条 特許庁長官は、國際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

一 発明の名称の記載がないとき。
二 要約書が含まれていないとき。

三 第十六条第三項の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第七条第一項から第三項までの規定（第十九条第一項後段の政令でこれららの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。

4 第二章 國際調査報告

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした國際出願につき、審査官に条約第十八条(1)に規定する國際調査報告（以下「國際調査報告」といいう。）を作成させなければならない。

2 審査官は、國際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかるわらず、國際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

一 条約第十五条に規定する國際調査（以下「國際調査」という。）をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

2 明細書、請求の範囲若しくは圖面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な國際調査をすることができないとき。

(國際予備審査の請求)

第九条 出願人は、その國際出願に係る國際調査報告に記載するものとする。

(文獻の写しの請求)

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた國際出願の出願人は、その國際出願について、特許庁長官に条約第三十三条规定する國際予備審査（以下「國際予備審査」という。）の請求をすることができる。

(國際予備審査の請求)

2 第十一条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた國際出願の出願人は、その國際出願について、特許庁長官に条約第三十三条规定する國際予備審査（以下「國際予備審査」という。）の請求をすることができる。ただし、出願人が条約第三十一条(2)の規定により國際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合は、この限りではない。

3 審査官は、國際出願がその一部の請求の範囲につき前項各号の一に該当するときは、その旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした國際調査の結果を、國際調査報告に記載するものとする。

4 特許庁長官は、國際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の单一性の要件を満たしていないとき

は、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

5 審査官は、前項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした國際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、國際調査報告に記載するものとする。

(国際予備審査の請求に伴う補正)

第十一條 国際予備審査の請求をした出願人は、通商産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(国際予備審査報告)

第十二條 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約第三十五条に規定する国際予備審査報告(以下「国際予備審査報告」という。)を作成させなければならない。

2 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、国際予備審査報告に記載するものとする。

一 國際予備審査をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。
二 明細書、請求の範囲若しくは図面における記載が不明確であり、又は請求の範囲が明細書による十分な裏付けを欠いているため、請求の範囲に記載されている発明につき、条約

第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての同条(1)に規定する見解を示すことができないとき。

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の單一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案すべきことを命じなければならない。

4 審査官は、前項の規定により国際予備審査をすべきことを命じなければならない。

受けようとする請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず又はその命じられた金額の手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際予備審査報告に記載するものとする。

(答弁書の提出)
第十三条 審査官は、国際予備審査の請求に係る予備審査報告に記載するものとする。

2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手続については、通商産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれをを行うことができる。

旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。
一 請求の範囲に記載されている発明に、条約(2)に規定する意見を述べる必要があるときその他通商産業省令で定めるとき。

(国際予備審査の請求の手続の不備等)
第十四条 国際予備審査の請求につき、選択国の記載がないこと、第十八条第一項第三号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料が納付されないことその他通商産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手続及びその効果については、政令で定める。

(準用)
第十五条 第九条の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

第五章 雜則
(代表者等)
第十六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手続については、通商産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれをを行うことができる。

2 前項第一号及び第三号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定めた場合において出願人が代表者を定めないときは、通商産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。

3 代理人によりこの法律の規定に基づく手続をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項本文の規定により法定代理人により手続をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

(手続の補完等の特例)
第十七条 出願人が第四条第二項の規定による命令又は第五条第一項の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手続を執ったときは、通商産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その命令又は通知を受けたことにより執った手続とみなす。

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。
一 國際出願をする者
二 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者
三 國際予備審査の請求をする者

2 前項第一号及び第三号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定めた場合において出願人が代表者を定めないときは、通商産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。

める金額の国際事務局（条約第二条（xix）の国際事務局をいう。以下同じ。）に対する手数料を納付しなければならない。

3 特許法第一百九十五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に適用する。

（特許法の準用）

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条第一項及び第二項、第十一项、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

2 特許法第四十七条第二項の規定は、国際調査及び国際予備審査に適用する。

（通商産業省令への委任）

第二十条 第二条から前条までに定めるものは、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関する事務は、通商産業省令で定める。

（条約に基づく機関としての事務）

第二十一条 この法律の規定は、工業所有権に関する事務

する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に向け条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三章の規定は条約第十六条（b）に規定する取決めが特許庁について効力を生ずる日から、第四章及び次条の規定は条約第三十二条（b）において準用する

条約第十六条（b）に規定する取決めが特許庁について努力を生ずる日から施行する。

（国際予備審査の請求件数の暫定的制限）

第二条 特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、政令で定める期間ごとに、その期間内において

前項第一号の場合に「を削る。

第二十九条の三第二項中「前項ただし書」を「前項ただし書」に改め、「同条第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第二十九条の二に次の一項を加える。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願が第百八十四条の三第二項の国際特許出願又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願）である場合における前

する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に向け条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求件数の制限に関し必要な事項は、政令で定める。

（特許法の一部改正）

第九章 削除

〔第八章 訴訟〕（第百七十八条—第百八十四条の二）を〔第八章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例〕（第百八十四条の三—第百八十四

四条の二）

に改める。

第六条中「又は第百二十九条第一項」を「第百二十九条第一項又は第百八十四条の十五第一項」に改め、同条第二項中「定」を「定め」に改め

る。

前項ただし書に改め、「同条第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第二十九条の二に次の一項を加える。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願が第百八十四条の三第二項の国際特許出願又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願）である場合における前

項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは「出願公開又は千九百七年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願）以下この項において「みなし国際出願」という。」にあつては、第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外國語特許出願又は外國語実用新案登録出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項又は同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第百八十四条の十六第二項又は同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文）に記載された発明又は考案」とする。

と、「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願）以下この項において「みなし国際出願」という。」にあつては、第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外國語特許出願又は外國語実用新案登録出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項又は同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第百八十四条の十六第二項又は同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文）に記載された発明又は考案」とする。

第四十四条第一項中「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を削る。

第六十四条第二項中「前項ただし書」を「前項ただし書に改め、「、第百二十六条第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第八十条中「又は実用新案法第三十七条第一項の審判」を「若しくは第百八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七条第一項若しくは第百八十八条の十二第一項の審判」に、「又は実用新案法第三十七条第一項各号の一」を「若しくは第百八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七条第一項各号の一若しくは第百八十五条の十二第一項に規定する要件」に改める。

「第八章 削除」を削り、第九章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

第百八十四条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という。)第十一条(1)若しくは(2)(b)又は第十四条(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第十四条(1)(ii)の指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限る。)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)について

ては、第四十三条の規定は、適用しない。

(外国语でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四条の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二条(x)の優先日(以下「優先日」という。)から一年八月以内(条約第十七条(2)(a))の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許局長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一条の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国语特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項で

たときは、その請求の時。以下「基準時」という。における同項又は前項に規定する翻訳文(以下「出願翻訳文」という。)に記載されていないものは、国際出願日における外国语特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかつたものとみなす。

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四条の五 日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)の出願人は前条第一項に規定する期間内(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十二条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月以内)に、外国语特許出願の出願人(以下「出願人」という。)は前条第一項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を無効にすることができる。

3 第十七条第三項の規定は、前項の規定によべき手数料を前項に規定する期間内に納付する命令に基づく補正に準用する。

4 特許局長官は、第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を無効にすることができる。

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第百八十四条の六 日本語特許出願に係る国際出願日における願書及び外国语特許出願に係る願書の出願翻訳文は、第三十六条第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語特許出願に係る国際出願における明細書及び請求の範囲並びに外国语特許出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は

2 特許局長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 第二項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)について

官報(号外)

国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面及び外国語特許出願に係る図面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面とみなす。

(条約第十九条に基づく補正)

第二百八十四条の七 国際特許出願の出願人は、同項の規定に基づく補正をしたときは、基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の

出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条(1)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 第二項に規定する補正については、第十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

(条約第三十四条に基づく補正)

第二百八十四条の八 前条の規定は、条約第三十

四条(2)(b)の規定に基づく補正があつた国際特許出願に準用する。この場合において、前条

第一項中「基準時の属する日まで」とあるのは、「第二百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」と、「同条(1)とあるのは「条約第三十四条(2)(b)」と、同条第

二項中「特許請求の範囲」とあるのは「明細書

又は図面」と、「条約第二十条」とあるのは「条約第三十六条(3)(a)」と、同条第二項中「条約第十九条(1)」とあるのは「条約第三十四条(2)(b)」と読み替えるものとする。

(国内公表等)

第二百八十四条の九 特許庁長官は、第二百八十四

条の四第一項の規定により翻訳文が提出され

た外国語特許出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされた国際特許出願で

出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条(1)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

あつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいざれか遅い時の後、国際公開がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に第二百八十四条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいざれか遅い時の後、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

第一項中「基準時の属する日まで」とあるのは、「第二百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」と、「同条(1)とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開されたものを除く。)とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)とする。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の

第一項、第四十八条の六、第二百二十八条、第二

百八十六条第一号及び第二号並びに第二百九十三条第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第二百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第二百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

4 日本語特許出願に係る証明等の請求については、第二百八十六条第一号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日の

第一項に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開されたものを除く。)とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)とする。

5 日本語特許出願に係る証明等の請求については、第二百八十六条第一号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日の

第一項に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開されたものを除く。)とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開されたものを除く。)とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開されたものを除く。)とする。

6 国際特許出願に關し特許公報に掲載すべき事項については、第二百九十三条第二項第四号の二中「出願公開後における」とあるのは「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第二百九十三条の二第一号又は」とあるのは「第二百九十七条の二第一号若しくは」とする。

7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第六十五条の二の規定は、国際特許出願に

は、適用しない。

4 国際特許出願については、第四十八条の五とする。

(国際公開及び国内公表の効果等)

第一百八十四条の十一 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に對し、その発明が特許発明である場合にその実施に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後出願公告前)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に、業としてその発明を実施した者に對しては、同様とする。

2 第六十五条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。
(補止の特例)
第一百八十四条の十一 日本語特許出願について

官報(号外)

は第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特

出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかわらず、手続の補正(第百八十四条の七第二項(第一百八十四条の八において準用する場合を含む。)に規定する補正を除く。)をすることができる。

2 国際特許出願の手続の補正については、第十三条第一項ただし書中「特許出願の日(第四百八十四条の七第二項(第一百八十四条の八において準用する場合を含む。)に規定する補正を除く。)」を除く。)をすることができる。

3 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第四十一条中「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願における第百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項の出願翻訳文に記載した事項」とする。

4 外国語特許出願の補正の却下についての第五十三条第一項(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用する第四十一条の規定にかわらず、国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面の出願翻訳文に記載された事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正是、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

5 国際特許出願の補正については、第四十条及び第五十三条第四項から第六項まで(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第百六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

り、第十七条の二中「特許出願の日」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の優先日」とする。

3 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第四十一条中「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願における第百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項の出願翻訳文に記載した事項」とする。

2 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十九条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十九条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

3 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第四十一条中「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願における第百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項の出願翻訳文に記載した事項」とする。

八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求を）、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から一年一月）を経過した後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

(拒絶理由の特例)

第一百八十四条の十四 外国語特許出願の拒絶の査定については、第四十九条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願における国際出

願の明細書、請求の範囲及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされないと、これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限る。又は特許出願が次の各号の一に該当するとき」とする。

（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）

第一百八十四条の十五 日本語特許出願に係る特許が国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載され、その発明以外の発明についてされたときは、そ

びこれらの書類の出願翻訳文に記載される特許を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 審判官は、前項の審判の請求があつた場合において当該審判に係る第一百五十六条第一項の規定による通知を発する日までに第一百二十九条第一項の審判の請求（同項第一号に掲げる事項を目的とするものに限る。）があつたときは、同項の審判があるまでは、前項の審判について当該特許を無効にする旨の審決をしてはならない。

3 第百二十三条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項の審判に準用する。

4 第一項の審判については、第一百三十二条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十七条、第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第三項の規定は、第一項の審判に準用する。

5 第百八十四条の三第二項、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の九第五項、第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十二第一項及び第一百八十四条の十三かかる前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第一百八十四条の十一第三項及び

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

5 国際特許出願に係る訂正の審判について

は、第一百二十六条第四項中「第一百二十三条第一項」とあるのは、「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」とする。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた特許出願とみなす。

5 第百八十四条の三第二項、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の九第五項、第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十二第一項及び第一百八十四条の十三かかる前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第一百八十四条の十一第三項及び

6 第百八十四条の十四中「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第一百八十四条の四第四項中「第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。）における同項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第一百八十四条の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第一百八十四条の九第五項中「出願公告がされた国際

特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後」とあり、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあるのは「出願公開又は出願公開に係るもの」とあるものと読み替えるものとする。

6 第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第

六十五条の二第一項中「特許出願の日」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の優先日」とする。

第六十五条中「第六十五条の三第四項」の下に「(第百八十四条の十第一項において準用する場合を含む。)」を、「第百二十九条第二項」の下に「(第百八十四条の十五第三項)」を加える。
別表中第四号の二を第四号の四とし、第四号の次に次のように加える。

四の二 第一項の規定により手続をするべき者	一件につき五千四百円
四の三 第一項の規定により申出をする者	一件につき五千四百円

(実用新案法の一部改正)

第四条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 再審及び訴訟(第四十二条)」を「第六章(再審及び訴訟(第四十二条)の一部を次のように改正する。)

第四十八条の二」を「第六章(再審及び訴訟(第四十二条)の一部を次のように改正する。)」とする。

四十二条(第四十八条の二)に基づく国際出願に係る特例(第四十八条の二)の規定により、同条中「優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から一年一月)を経過した後」とあるのは「第百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と読み替えるものとする。

6 第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第

四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。)である場合における前項の規定について、同項中「又は出願公開」とあるのは「出願公開又は千九百七年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載された考案又は発明」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日(第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の四第一項の国際出願日)と同一の日」である。第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第四十八条の四第四項又は同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第四十八条の十四第二項又は同法第百八十四条の

四項の規定により提出されたこれらのは、「第百八十四条の四第一項の優先日」とする。

第七条第八項中「(昭和三十四年法律第百二十号)」を削る。

第二十条中「又は特許法第百二十三条第一項の審判」を若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項の審判」を、「又は特許法第百二十三条第一項若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項の審判」を削る。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 特許協力条約に基づく国際出願による実用新案登録出願

出願に係る特例

第四十八条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という。)第十一条(1)若しくは(2)(b)又は第十四条(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四条(1)の指定国に日本国を含むもの(実用新案登録出願に係るものに限る。)は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。

2 実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百八十四条の三

四十八条の十四第二項又は同法第百八十四条による特許出願の規定は、前項の規定によ

り実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下「国際実用新案登録出願」という。）に準用する。

（外国语でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願（以下「外国语実用新案登録出願」という。）の出願人は、条約第二条(x)の優先日（以下「優先日」という。）から一年八月以内（条約第十七条(2)(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内）に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国语実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項

請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。における同項又は前項に規定された時（その期間内に出願人が出願審査の請求をしたとき）と同様に記載されないものは、国際出願日における外国语実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかつたものとみなす。

5 日本語でされた国際実用新案登録出願

（書面の提出及び補正命令）

第四十八条の五 日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）の出願人は前条第一項に規定する期間内（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月以内）に、外国语実用新案登録出願の出願人は前条第一項の規定による翻訳文の提出の際に、次に掲げる事項を記載した書面を、特許庁長官に提出しなければならない。

四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 國際出願日その他の通商産業省令で定める事項

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時間内において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 前項の規定による手続が第五十五条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を前項に規定する期間内に納付しないとき。

5 特許法第八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第四十八条の六 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における願書及び外国语実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文は、第五条第一項の規定により提出した願書とみなす。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 考案の名称

6 における明細書及び請求の範囲並びに外国语実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五条第二項の規定により

願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録請求の範囲及び外国语実用新案登録請求の範囲に係る國際出願日ににおける請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により

願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る國際出願日ににおける國面及び外國語実用新案登録出願に係る國面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出し

た國面とみなす。

第七条第一項の規定による出願の出願人は、国際出願が国際出願日において國面を含んでいないものであるときは、基準時の属する日までに、國面を特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許庁長官は、基準時の属する日までに前項の規定による國面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、國面の提出をすべきことを命ずることができる。国際実用新案登録出願が国際出願日において國面を含んでいるものである場合において、基準時の属する日までに第四十八条の四第一項又は第三項の規定による國面の翻訳文の提出がないときも、同様

とする。

- 3 特許庁長官は、前項の規定により図面の提出をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその提出をしないときは、当該国際実用新案登録出願を無効にすることができる。

- 4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出（図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出）は、第五十一条第二項において準用する特許法第十七条第一項の規定による手続の補正とみなす。この場合において、第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

（国内公表等）

- 第五十六条の八 特許庁長官は、第四十八条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語実用新案登録出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後（条約第二十一条に規定する国際公用新案登録出願であつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時以後、国際公開がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八

条の四第一項に規定する通知があつたものにつけては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

- 5 国内公表は、次に掲げる事項を实用新案公報に掲載することにより行う。
- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 実用新案登録出願の番号
 - 三 國際出願日
 - 四 考案者の氏名及び住所又は居所
 - 五 明細書の出願翻訳文に記載した事項のうち考案の名称及び図面の簡単な説明に相当する部分、請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容（实用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）
 - 六 国内公表の番号及び年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

たときは、この限りでない。

- 4 第十三条の二の規定は、国際実用新案登録出願には、適用しない。

- 5 特許法第百八十四条の九第四項から第六項まで（国内公表等）の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

（出願の変更の特例）

- 第四十八条の九 特許法第百八十四条の二第一項又は第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第百八十四

条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第百八十四条の四第一項の外国语特許出願にあつては同項及び同法第百八十四

条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第一百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（拒絶理由の特例）

- 第四十八条の十一 外国語実用新案登録出願の拒絶の査定については、第十一条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第四十一条の四第一項の国際出願日における国際出

願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている考案以外の考案についてされているとき（これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。）又は实用新案登録出願が次

の各号の一に該当するとき」とする。

（国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判）

- 第四十八条の十 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は外国语実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出

願の出願人以外の者は、優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月）を経過した後でなければ、国際実用新案登録出願への出願審査の請求をすることができない。

- （優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月）を経過した後でなければ、国際実用新案登録出願への出願審査の請求をすることができない。

書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている考案以外の考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

- 2 國際実用新案登録出願に係る訂正の審判については、第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。

- 3 第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第一百八十四条の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）の規定は、第二項の審判に準用する。

(特許法の準用)

- 第四十八条の十三 特許法第一百八十四条の七

（条約第十九条に基づく補止）及び第一百八十四条の八（条約第三十四条に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。

(特許法の準用)

- 第四十八条の十三 特許法第一百八十四条の七

（条約第十九条に基づく補止）及び第一百八十四条の八（条約第三十四条に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。

(特許法の準用)

- 4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

(特許法の準用)

- 5 特許法第一百八十四条の十一（補正の特例）の規定は、国際実用新案登録出願の補正に準用する。

6 第四項の規定により実用新案登録出願となされた国際出願についての出願公開については、第十三条の二第一項中「実用新案登録出願の日（第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百零年十二月二十四日）にプラッセルで、千九百十一年六月二十六日）にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーゲで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日につ

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）

第四十八条の十四 条約第二条の十四の国際出願の認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた出願人は、条約第四条の十二の指定国に日本国を含む国際出願（実用新案登録出願に係るものに限る。）につき条約第二条のXVの受理官庁により条約第二十五条の二（XV）に規定する拒否若しくは同条の二（XV）に規定する宣言がされ、又は条約第二条のXIVの国際事務局により条約第二十五条の二（XV）に規定する認定がされたときは、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条（二）に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に

決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日）とある。

5 第四十八条の七及び特許法第一百八十四条の五第五項（決定により特許出願とみなされる国際出願）の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の七第一項及び第二項中「国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、「基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、同条第一項中「第四十八条の四第一項又は第三項」とあるのは「第四十八条の十四第二項」と読み替えるものとする。

6 第四項の規定により実用新案登録出願となされた国際出願についての出願公開については、第十三条の二第一項中「実用新案登録出願の日（第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百零年十二月二十四日）にプラッセルで、千九百十一年六月二十六日）にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーゲで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日につ

（意匠法の一部改正）

一の二 第一の三 出をする者	第四十八条の五第一項の規定により手續をすべき者	一件につき四千円
一の三 出をする者	第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき四千円

第五条 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二に次の一項を加える。

（特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例）

第十三条の二 特許法第一百八十四条の三第一項又は第一百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第一百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第一百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同

スボンで及び千九百六十七年七月十四日にス

トックホルムで改正された工業所有権の保護

に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条

約をいう。）第四条C（4）の規定により最初の出

願とみなされた出願又は同条A（2）の規定によ

り最初の出願と認められた出願の日）とある。

6 第四十八条の七及び特許法第一百八十四条の五第五項（決定により特許出願とみなされる国際出願）の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の七第一項及び第二項中「国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」とある。

7 別表中第一号の二を第一号の四とし、第一号の次に次のように加える。

一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法第四十八条の三第一項又は第十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、か

つ、同法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければならない。

（弁理士法の一部改正）

第六条 弁理士法（大正十年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又ハ商標ニ関シ」を「若ハ商標又ハ国際出願ニ関シ」に改める。

第二十二条ノ二第一項中「商標ニ関シ」を「商標若ハ国際出願ニ関シ」に改める。

第九条第一項中「又ハ商標」を「若ハ商標又ハ特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

（昭和五十三年法律第二号）ノ規定ニ依ル国際出願（以下単ニ国際出願ト称ス）」に改める。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

所（法人にあつては、営業所）を有する外人は、特許庁長官に条約に基づく国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。

第七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「及び第四十六号から第四十九号まで」を「第四十六号から第四十九号まで」に改める。

（1） 国際出願をしようとする者は、日本語又は通商産業省令で定める外国语で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。

（2） 願書等

本法律案は、特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関する特許法、実用新案法等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 諸旨

この法律は、特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第四十三条の三までにおいて同じ。」を加える。

（弁理士法の一部改正）

第六条 弁理士法（大正十年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左の」を「次の」に改め、同条第

一号中「審査」の下に「（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第二百七十五号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第四十三条の三までにおいて同じ。）」を加える。

（弁理士法の一部改正）

第六条 弁理士法（大正十年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

2 国際出願

（1） 国際出願

本指定期について広域特許を受けようとする場合には、その旨

へその他通商産業省令で定める事項

(3) 國際出願日の認定等

① 特許庁長官は、國際出願が次のいずれかに該当する場合を除き、國際出願が特許庁に到達した日を國際出願日として認定しなければならない。

特許庁長官は、國際出願が次のいずれかに該当する場合を除き、國際出願が特許庁に到達した日を國際出願日として認定しなければならない。

イ 出願人が(1)の要件を満していないとき。

ロ 日本語又は、通商産業省令で定める外國語で作成されていないとき。

ハ (2)の(2)のイ又はニに掲げる事項の記載がないとき。

ニ 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

ホ 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

② 特許庁長官は、國際出願が(1)のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

イ 出願人が(1)の要件を満していないとき。

ロ 要約書が含まれていないとき。

ハ 未成年者及び禁治產者が法定代理人によらないで手続をしたとき、それ以外の場合は、國際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

ニ 通商産業省令で定める方式に違反して取り下げられたものとみなす旨の決定

トを命じなければならない。

③ 特許庁長官は、(2)により手続の補正をすべきことを命じられた者が指定されたことを命じなければならない。

期間内に手続の補正をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を國際出願日として認定しなければならない。

3 國際調査

(1) 國際調査報告

① 特許庁長官は、國際出願日の認定をした国際出願につき、審査官に条約に規定する国際調査報告(以下「國際調査報告」という。)を作成させなければならない。

イ 発明の名称の記載がないとき。

ロ 要約書が含まれていないとき。

ハ 未成年者及び禁治產者が法定代理人による場合で代理人により手続をしようとする者が弁理士又は弁護士を代理人としないときは、國際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

イ 条約に規定する国際調査(以下「國際調査」という。)をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

ロ 明細書、請求の範囲若しくは、図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるた

いては當該発明に係る部分についてした

国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を国際調査報告に記載する。

トを命じなければならない。

ニ 通商産業省令で定める方式に違反して取り下げられたものとみなす旨の決定

トを命じなければならない。

④ 特許庁長官は、國際出願が(1)のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

イ 国際出願が(1)の要件を満たさないとき、納付すべき手数料が納付されないとき等所定の要件が満たされない国際出願について、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定又は指定国の一の指定

の範囲につき(2)のいずれかに該当すると

が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

きは、その旨及び當該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際調査の結果を、國際調査報告に記載するものとする。

④ 特許庁長官は、國際出願が条約にいう発明の單一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

⑤ 審査官は、④により手数料を追加して納付することを命じられた出願人が指定された期間内にその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分については當該発明に係る部分についてした

国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を国際調査報告に記載する。

トを命じなければならない。

⑥ 審査官は、特許庁長官に対し、國際調査報告に記載された先行技術に関する文献の

写しの送付を請求することができる。

4 国際予備審査

(1) 国際予備審査の請求

国際出願日の認定を受けた国際出願の出願人は、その国際出願について、その結果

を利用すべき指定国（以下「選択国」という。）の国名等所定の事項を日本語又は通商産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出して、条約に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求をすることができる。

(2) 国際予備審査の請求に伴う補正

国際予備審査の請求をした出願人は、通商産業省令で定める期間内に限り、当該請求書に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(3) 国際予備審査報告

① 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約に規定する国際予備審査報告（以下「国際予備審査報告」という。）を作成させなければならない。

(1) 代表者等

① 二人以上が共同して国際出願をした場合における手続については、出願人の代表者がこれをを行い又はその代表者に対してもこれをを行うことができる。

(4) 答弁書の提出

審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次のいずれかに該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対する旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

(1) 請求の範囲に記載されている発明に、

条約に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。

(2) 手数料

次に掲げる者は、実費を勘案して政令でする意見を述べる必要があるときその他通商産業省令で定めるとき。

(5) 国際予備審査の請求件数の暫定的制限

特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、政令で定める期間ごとに、その期間内において受理すべき国際予備審査の請求の件数を制限することができる。

(3) 条約に基づく機関としての事務

この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約者しくは条約に基づく規則又はこれに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し、条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行ふことを妨げるものではない。

6 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、国際調査及び国際予備審査に関する規定は条約に規定する国際事務局との取決めが特許庁について効力を生ずる日から施行する。

7 特許法の改正

(1) 国際出願による特許出願

① 条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限

ハ 国際予備審査の請求をする者

記載された先行技術に関する文献の写しの送付の請求をする者

る。)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

(2) ①により特許出願とみなされた国際出願を国際特許出願という。

(2) 外国語でされた国際特許出願の翻訳文

① 外国語でされた国際特許出願(以下「外國語特許出願」という。)の出願人は、原

則として条約にいう優先日から一年八カ月以内に、国際出願における国際出願

の願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の期間内に願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、

その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

③ ①により翻訳文を提出した出願人は、①の期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。

④ 国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、①の期間が満了した時

における翻訳文(以下「出願翻訳文」といいう。)に記載されていないものは、国際出願における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかつたものとみなす。

④ ①の期間内に国際特許出願の出願人に提出された外國語特許出願に係る国際出願を国際特許出願に係る国際出願日に受けたものとみなす。

(3) 書面の提出及び補正命令

① 日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)の出願人は、(2)

本語特許出願における出願人は、(2)の①の期間内(優先日から一年七ヶ月以内に、国際特許出願における出願人)の規定に基づき日本国に、(2)の①の期間内(優先日から一年七ヶ月以内に、国際特許出願における出願人)に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約の規定に基づき日本国を選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一ヶ月以内に、外

の規定に基づく補正(請求の範囲についての補正)又は条約第三十四条②(b)の規定に基づく補正(請求の範囲、明細書及び図面についての補正)をしたときは、先日から一年八ヶ月を経過した後、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

(6) 国内公表等

① 特許庁長官は、日本語による翻訳文が提出された外國語特許出願について、出願書又は願書に添付して提出した明細書若しくは図面とみなす。

⑤ 条約第十九条及び条約第三十四条に基づく補正

① 国際特許の出願人は、条約第十九条①の規定に基づく補正(請求の範囲についての補正)又は条約第三十四条②(b)の規定に基づく補正(請求の範囲、明細書及び図面についての補正)をしたときは、

特許出願の番号、国際出願日、明細書及び請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容、国内公表の番号及び年月日等所定の事項を特許公報に掲載することにより行う。

(7) 国際公開及び国内公表の効果等

① 国際特許出願の出願人は、日本語特許

出願については国際公開があつた後に、外國語特許出願については国内公表があつた後で、国際特許出願に係る発明の内

し、その補正がされないときは当該国際特許出願を無効にすることができます。

② ①の期間内に国際特許出願の出願人に提出された外國語特許出願に係る国際出願を国際特許出願に係る国際出願にあつては、①の手続がされなかつたときは、条約に基づく補正は、されなかつたものとみなす。

る翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の期間内に国際特許出願の出願人に提出された外國語特許出願に係る国際出願を国際特許出願に係る国際出願にあつては、①の手続がされなかつたときは、条約に基づく補正は、されなかつたものとみなす。

る翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の期間内に国際特許出願の出願人に提出された外國語特許出願に係る国際出願を国際特許出願に係る国際出願にあつては、①の手続がされなかつたときは、条約に基づく補正は、されなかつたものとみなす。

容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金額の額に相当する額の補償金の支払を請求することができ

る。

(8) 当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることと、外國語特許出願については国際特許出願に係る特許が国際出願日における却下については、①にかかわらず、国際特許出願の明細書、請求の範囲又は

図面の出願翻訳文に記載された事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなすものとする。

(9) 拒絶理由の特例

法第四十条及び第五十三条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

(10) 決定による特許出願とみなされる国際出願

外国語特許出願については、拒絶の理由に特許出願が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされてきたときは、その特許を無効にすることができる。

(11) 決定による特許出願とみなされる国際出願

① 国際出願の出願人は、条約の規定により、受理官庁が国際出願日を認める場合に限る。)を加える。

範囲又は図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更す

① 日本語特許出願に係る特許が国際出願

日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は、外國語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることができる。

出願に係る記録原本を受理しなかつたと認定した場合には、通商産業省令で定める期間内に、特許庁長官に通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を提出し、それらの拒否、宣言又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らして正当であるか否かについての決定をすべき旨の申出をすることができる。

② 特許庁長官が①の拒否等が条約及び条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、拒否等がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた特許出願とみなす。

③ 審判官は、①の無効審判の請求があつた場合において当該審判に係る審理終結の通知を発する日までに訂正審判の請求があつたときは、訂正審判の審決があるまでは、無効審判について当該特許を無効にするべき旨の審決をしてはならない。

8 実用新案法の改正

① 実用新案法についても特許法に準ずる改正を行う。

② 図面の提出

① 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、原則として

優先日から一年八ヶ月以内に、図面を特

許庁長官に提出しなければならない。

② ①の出願人が①の期間内に図面を提出しないとき又は①の期間内に図面の翻訳文が提出されないときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、図面の提出を命ずることとし、指定した期間内に図面の提出がないときは、当該実用新案登録出願を無効にことができる。

9 意匠法等の改正

意匠法、弁理士法及び通商産業省設置法について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関して、特許庁と出願人との間における手続を定めるとともに、特許法、実用新案法等の規定を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年四月六日

商工委員長 野田 恒一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における工業所有権制度の国際化の進展の状況にかんがみ、関係者の意見を十分聴取し、わが国の工業所有権制度全般にわたり、引き続き検討を加え、国際化に十分対応できるよう

行うとともに、職員の待遇改善及び資質の向上を図るための研修制度の強化充実を図り、有能な人材の育成と確保に努めること。

一 わが国における出願傾向に即応した特許分類の整備と運用の充実を図ること。

一 特許庁の庁舎設備等執務環境の整備を早急に実現するため、職員の待遇改善及び資質の向上を図るための研修制度の強化充実を図り、有能な人材の育成と確保に努めること。

一 中小企業に対する外国工業所有権出願費補助金制度の見直しを含め、この種助成措置の拡充に努めること。

便宜のため、諸般のサービス体制の充実を図ること。

一 わが国における出願傾向に即応した特許分類の整備と運用の充実を図ること。

一 特許庁の庁舎設備等執務環境の整備を早急に実現するため、職員の待遇改善及び資質の向上を図るための研修制度の強化充実を図り、有能な人材の育成と確保に努めること。

一 中小企業に対する外国工業所有権出願費補助金制度の見直しを含め、この種助成措置の拡充に努めること。

一 わが国を指定国とする外國語による国際出願を翻訳文に基づいて審査することにより、発明の保護を欠く等の事態を招来することのないよう、国内特許制度について適切な措置を講ずること。

一 特許情報の整備がますます重要となつていることにかんがみ、(財)日本特許情報センターの機器の強化拡充を図るとともに、同センターと国公立諸機関、国際機関及び民間団体等との有

昭和五十三年四月七日 衆議院會議錄第二十号(二)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物證可

定價一部二二〇円

發行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話 東京 五六一四四二二六代
七一〇